

第2章 短期給付事業

1. 共済組合の短期給付

(1) 短期給付の種類（法第53条・第54条、施行令第23条の2、定款第23条・第26条）

短期給付には、次に掲げる法定給付と附加給付がある。

法定給付とは、法をもって給付の内容、条件等を定めた給付であり、附加給付とは、共済組合の財政状況等を勘案して法定給付にあわせて特に行う任意給付である。

なお、組合員の資格喪失後の法定給付を給付事由とする附加給付は支給されない。

短期給付に関する規定（育児休業手当金及び介護休業手当金に係る部分を除く。）は、後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員には、適用しない。

区分	給付事由	組合員		被扶養者	
		法定給付	附加給付	法定給付	附加給付
保健給付	病気負傷	療養の給付 入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 療養費 訪問看護療養費 高額療養費 高額介護合算療養費 移送費	一部負担金払戻金	家族療養の給付 入院時食事療養費 入院時生活療養費 家族療養費 家族訪問看護療養費 高額療養費 高額介護合算療養費 家族移送費	家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金
		出産	出産費	出産費附加金	家族出産費
		死亡	埋葬料	埋葬料附加金	家族埋葬料附加金
休業給付	欠勤	傷病手当金 出産手当金 休業手当金	傷病手当金附加金		
		育児休業	育児休業手当金		
		介護休業	介護休業手当金		
災害給付	災害給付	弔慰金 災害見舞金		家族弔慰金	

(2) 短期給付の受給権者（法第42条、法第47条、定款第23条）

短期給付の受給権者は、その給付事由が被扶養者に係るものであってもすべて組合員（資格喪失後の給付については組合員であった者）である。

ただし、埋葬料は被扶養者又は埋葬を行った者、弔慰金及び支払未済の給付は親族が受給権者となる。

給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、組合が決定する。

(3) 現職中の短期給付の概要（資料1参照）

(4) 退職後の短期給付の概要（資料2参照）

(5) 療養の給付

① 支給要件及び支給額（法第56条、運用方針法第56条関係）

組合員が公務によらない病気又は負傷により組合員証を保険医療機関等に提示して療養を受けたときは、療養に要した費用（健康保険法の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定される額。以下同じ。）から一部負担金として負担する額（後記⑤の額）を控除した額が療養の給付（現物給付）として支給する。

なお、食事療養と被保険者の選定に係る特別の病室の提供等の選定療養に係る給付は療養の給付に含まれない。

② 給付事由の定義

ア. 「病気又は負傷」の範囲は、健康保険の例に準ずるものとされており、一般に医師又は歯科医師として診療の必要があると認められる病気又は負傷が対象となり、身体的違和がなく、日常生活や勤務に支障のない程度のものは給付の対象とならない。

したがって、健康診断、単なる疲労回復のためのビタミン注射、美容・整形のための処置・手術（隆鼻術、二重瞼・しらが・多毛・無毛の処置、そばかす・あざ・にきび・ほくろの切除等）、正常分べんなどの場合は、給付の対象とならない。

※組合員の公務及び通勤途上に起因する病気又は負傷については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）により地方公務員災害補償基金による療養補償が行われるので、療養の給付の対象とならない。（法第62条）

当該傷病により療養を受ける場合は、組合員証を使用できないが、公務（通勤）災害に認定されるかどうかはつきりしない場合等やむを得ない事情がある場合には、組合員証の使用（立替払）を一時的に認める場合もあるので、事前に給付班に電話等で相談すること。

イ. 「現物給付」とは、組合員又は被扶養者が組合員証を保険医療機関等に提示して療養を受けた費用（病院の窓口で支払った自己負担額を除く。）について、各保険医療機関等から社会保険診療報酬支払基金を経由して提出される診療報酬明細書又は調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）に基づき、組合員に支給することに代えて組合が直接支払基金を通じて各保険医療機関等に支払う方法の給付（以下「現物給付」という。）をいう。

③ 給付内容（法第56条、運用方針法第56条関係）

療養の給付の内容は、健康保険の例に準ずることとされており、次に掲げるものをいう。

なお、介護保険法に規定する指定介護療養施設サービスを行う療養病床等に入院している者については、厚生労働大臣が定める療養に係るものを除き給付しない。

ア. 診察

内科・外科などすべての診療科に属する医師の診察及び歯科医師の診察をいい、診断に必要な諸検査も含まれる。

イ. 薬剤又は治療材料の支給

薬剤は、厚生労働大臣の定める医薬品の範囲に限って使用され、治療材料としては、主として消耗品的なもの（ガーゼ、ほう帯等で、輸血用の保存血も含む。）で、治療後の日常生活の不便を補うための義足、松葉杖等は含まれない。

ウ. 処置、手術その他の治療

処置とは、ほう帯の巻替え、薬の塗布、患部の洗浄、罨法、点眼、注射、酸素吸入、異物除去等をいい、手術とは、切除、切開、縫合等をいい、その他の治療は、理学的療法、精神病特殊療法等をいう。

エ. 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

居宅における療養上の管理とは、在宅患者に対する医師の医学的管理を意味するもので、居宅における療養に伴う世話その他の看護とは、在宅患者に対する保険医療機関等の看護士等による訪問看護などをいう。

オ. 病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

いわゆる医療法上の病院または診療所に入院することをいう。

なお、入院診療に付随して基準看護及び基準寝具設備が含まれ、食事の提供たる療養（食事療養）は含まれない。

④ 保険医療機関等（療養担当機関）（法第57条、運営規則第8条）

療養の給付を受けることができるのは、次に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）である。

ア. 公立学校共済組合の経営する医療機関又は薬局（直営医療機関）

○東北中央病院（山形県山形市） ○近畿中央病院（兵庫県伊丹市）

○関東中央病院（東京都世田谷区） ○中国中央病院（広島県福山市）

○北陸中央病院（富山県小矢部市） ○四国中央病院（愛媛県四国中央市）

○東海中央病院（岐阜県各務原市） ○九州中央病院（福岡県福岡市）

イ. 契約医療機関又は契約薬局（契約医療機関）

組合員（他の共済組合の組合員を含む。）のための療養を行うことを目的とする医療機関又は薬局で組合員の療養について公立学校共済組合が契約しているものをいう。

ウ. 保険医療機関又は保険薬局

健康保険法の規定に基づき、保険診療又は保険調剤を行うものとして地方厚生事務局長の指定を受けた病院、診療所又は薬局をいう。

⑤ 療養に要する費用の負担(法第57条、運営規則第8条)

保険医療機関において療養を受ける場合は、外来診療、入院診療を問わず、療養に要した費用の額の100分の30（70歳以上の場合は100分の20（一定以上所得者を除く。））に相当する額（10円未満の端数四捨五入）を一部負担金として組合員が負担する。

⑥ 請求手続

共済組合が現物給付するので、請求する必要はない。

(6) 入院時食事療養費

① 支給要件等(法第57の3)

ア. 組合員が公務によらない病気または負傷により、医療機関から療養の給付と併せて食事療養を受けた時は、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。評価療養又は選定療養を受けたときの入院時の食事及び被扶養者の入院時の食事については、保険外併用療養費及び家族療養の給付等において、入院時食事療養費に準じて取り扱うこととなる。

イ. 入院時に受けた食事の提供に係る入院時食事療養費の額は、入院時の食事に要する平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額から食事療養標準負担額を控除した額である。

$$\text{入院時食事療養費} = \text{基準額(基本額+加算額)} - \text{食事療養標準負担額}$$

② 請求手続

組合が現物給付するので、請求する必要はない。

③ 食事療養標準負担額

ア. 食事療養標準負担額は附加給付の対象とならない。高額療養費の対象たる費用にも含まれない。

イ. 食事療養標準負担額は次のとおり（平成30年4月1日から）。

(1食当たり)

一 般		460円
「指定難病患者」、「小児慢性特定疾病児童等」の認定を受けている者		260円
低 所 得 者 〔市町村民税の 非課税世帯等〕	長期入院非該当（入院90日以内）・高齢受給者低所得者Ⅱ	210円
	長期入院該当（入院90日を越えたとき）・高齢受給者低所得者Ⅱ 3月超	160円
高齢受給者低所得者Ⅰ		100円

(7) 入院時生活療養費

① 支給要件等（法57条の4）

- ア. 療養病床に入院する65歳以上の組合員（特定長期入院組合員）の生活療養（食事療養並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養をいう。）に要した費用について、入院時生活療養費を支給する。
- イ. 入院時生活療養費の額は、生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して算定した額から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める生活療養標準負担額を控除した額である。

② 請求手続

組合が現物給付するので、請求する必要はない。

③ 生活療養標準負担額

生活療養標準負担額については、健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額

（平成18年厚生労働省告示第486号）第2号の表により次のとおり定められている。

現役並み所得者・一般	入院時食事療養（I）を算定する 医療機関に入院している者	（食費） (居住費)	1食につき460円 1日につき370円
	入院時食事療養（II）を算定する 医療機関に入院している者	（食費） (居住費)	1食につき420円 1日につき370円
市町村民税非課税の世帯に属する者等（A）		（食費） (居住費)	1食につき210円 1日につき370円
（A）のうち所得が一定の基準に満たない者 (年金受給額80万円以下等)		（食費） (居住費)	1食につき130円 1日につき370円
（A）のうち老齢福祉年金を受給している者		（食費） (居住費)	1食につき100円 1日につき 0円

(8) 保険外併用療養費

① 支給要件（法57条の5、平成18年9月厚生労働省告示第495号（最終改正 平成28年3月厚生労働省告示第60号）

組合員が公務によらない病気又は負傷により、法第57条第1項各号に掲げる医療機関又は薬局から評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときに保険外併用療養費（現物給付）を支給する。

ア. 評価療養は、次に掲げるものとする。

（ア）別に厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所において行われるものに限る。）

（イ）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医

- 療機器等法」という。) 第2条第17項に規定する治験(人体に直接使用される薬物に係るものに限る。)に係る診療
- (ウ) 医薬品医療機器等法第2条第17項に規定する治験(機械器具等に係るものに限る。)に係る診療
- (エ) 医薬品医療機器等法第2条第17項に規定する治験(加工細胞等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第275条の2の加工細胞等をいう。)に係るものに限る。)に係る診療
- (オ) 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医薬品(人体に直接使用されるものに限り、別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)の投与(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において当該承認を受けた日から起算して90日以内に行われるものに限る。)
- (カ) 医薬品医療機器等法第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)の使用又は支給(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において保険適用を希望した日から起算して240日以内に行われるものに限る。)
- (キ) 医薬品医療機器等法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る再生医療等製品(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)の使用又は支給(別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において保険適用を希望した日から起算して240日以内に行われるものに限る。)
- (ク) 使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号)に収載されている医薬品(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)の投与であって、医薬品医療機器等法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認に係る用法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係るもの(別に厚生労働大臣が定める条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。)
- (ケ) 医薬品医療機器等法第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る医療機器(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)の使用又は支給であって、当該承認に係る使用目的、効果又は使用方法と異なる使用目的、効果又は使用方法に係るもの(別に厚生労働大臣が定める条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。)
- (コ) 医薬品医療機器等法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係る再生医療等製品(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)の使用又は支給であって、当該承認に係る用法、用量、使用方法、効能、効果又は

性能と異なる用法、用量、使用方法、効能、効果又は性能に係るもの（別に厚生労働大臣が定める条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。）

イ. 患者申出療養は、別に厚生労働大臣が定める患者申出療養（当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において行われるものに限る。）とする。

ウ. 選定療養は、次に掲げるものとする。

（ア）特別の療養環境の提供（いわゆる差額ベッド）

（イ）予約に基づく診察

（ウ）保険医療機関が表示する診療期間以外の時間における診察

（エ）病床数が200以上の病院について受けた初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）

（オ）病床数が200以上の病院について受けた再診（当該病院が他の病院（病床数が200未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）

（カ）診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるもの

（キ）別に厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護（別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院及びその療養に伴う世話その他の看護を除く。）

（ク）前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は白金加金の支給

（ケ）金属床による総義歯の提供

（コ）う蝕に罹患している患者（う蝕多発傾向を有しないものに限る。）であって継続的な指導管理を要するものに対する指導管理

② 支給額（法第57条の5第2項、第3項、平成18年9月厚生労働省告示第496号（最終改正 平成28年3月厚生労働省告示第61号））

ア. 保険外併用療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について健康保険法第86条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額（現に当該療養に要した費用が当該算定した額を下回る場合には、現に要した費用）から、その額に法第57条第2項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額とされる。

イ. ア.において、「厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例」とあるのは、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の例によるものとされている。

ウ. ア.において、当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額に入院時食事療養費の額を、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額に入院時生活療養費の額を、それぞれ合算した額とされる。

③ 請求手続

共済組合が現物給付するので、請求する必要はない。

(9) 家族療養の給付

① 支給要件（法第59条、運用方針法第59条関係）

ア. 被扶養者が病気又は負傷により組合員証を保険医療機関等に提示して療養を受けたときは、家族療養の給付（現物給付）を支給する。

なお、健康保険法第63条第2項に規定する厚生労働大臣の定める療養を受けたときも、家族療養の給付（現物給付）が支給される。

イ. 被扶養者が病気又は負傷のため、保険外併用療養費の支給要件に該当する療養を受けたときは、家族療養の給付（現物給付）を支給する。

② 納付内容等

給付内容、病気又は負傷の範囲、保険医療機関等は、組合員の場合の療養の給付及び保険外併用療養費と同様である。

③ 支給額（法第59条、運用方針法第59条関係）

当該療養に要した費用の額の100分の70（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの場合は100分の80、70歳以上の場合は原則100分の80）に相当する額が支給される。

なお、保険適用を受けない療養に要する費用は、療養を受ける者が負担することになる。

④ 請求手続

組合が現物給付するので、請求する必要はない。

(10) 療養費及び家族療養費

① 一般的支給要件及び支給額（法第58条・第59条、運用方針法第58条関係・第59条関係）

組合員の公務によらない傷病又は被扶養者の傷病については、原則として、現物給付である療養の給付、保険外併用療養費又は家族療養の給付（(8)において「療養の給付等」という。）が行われるものであるが、次に掲げる事由等により療養の給付等を受けることができない場合は、実際に支払った医療費等の範囲内で、現金給付である療養費を支給することができる。組合員の場合は療養に要した費用（後述の健康保険法等の基準により共済組合が算定した費用の額）から一部負担金に相当する金額（療養の給付の場合と同様）を控除した金額が療養費として、被扶養者の場合は療養に要した費用の100分の70（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの場合は100分の80、70歳以上の場合は原則100分の80）に相当する額が家族療養費としてそれぞれ支給する。

ア. 共済組合が療養の給付等をすることが困難であると認めたとき。

イ. 保険医療機関等以外の医療機関等で療養を受けた場合で共済組合がやむを得ないと認められたとき。

急患等により非保険医療機関等に収容された場合等が該当する。

ウ. 保険医療機関等で療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用を支払った場合で共済組合が必要と認めたとき。

出張、旅行先等で傷病にかかり、組合員証を使用しないで療養を受けた場合等が該当する。

エ. 組合員又は被扶養者（初老期認知症状態にある者に限る。）が老人保健施設から施設療養を受けた場合

ア～エに該当する事例として次に掲げる。

(ア) へき地で保険医療機関等が無い場合等でやむを得ず最寄りの保険医療機関等以外の医療機関等で療養を受けたとき。

(イ) 国外で療養を受けたとき。

(ウ) 感染症指定医療機関に入院を勧告され、食費及び薬価を徴収されたとき。

(エ) 医師が治療の過程において必要と認めた場合の治療用装具を購入したとき。

(オ) 輸血用の生鮮血を使用したとき。

(カ) 柔道整復師の施術を受けたとき。

(キ) 医師の同意を得てあん摩・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術を受けたとき。

② 組合員証を使用しないで療養を受けた場合等の療養に要する費用

ア. 支給要件及び支給額

(ア) 組合員又は被扶養者が出張、旅行先等で傷病にかかり、組合員証を使用しないで保険医療機関等で療養を受けたとき、又はへき地で保険医療機関等が無い場合若しくは急患等により非保険医療機関等で療養を受けたときは、実際に支払った医療費の範囲内で、療養に要した費用（健康保険法の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した額）に基づいて支給される。

(イ) 組合員又は被扶養者が国外で療養を受けたときは、実際に支払った医療費（対顧客電信売相場で邦貨換算）の範囲内で、健康保険の例によって算定した金額から一部負担金に相当する金額を控除した金額に基づいて支給される。

国外において療養を受ける場合は、組合員証は使用できない。

イ. 請求手続（施行規程第107条・第110条）

(ア) 組合員証を使用しないで療養を受けた場合

療養費請求書又は家族療養費請求書（様式集23頁）に診療報酬領収済明細書を添えて所属所長を経由して支部長に提出する。

(イ) 国外で療養を受けた場合

療養費請求書又は家族療養費請求書（様式集23頁）に診療内容明細書 様式A（※）と領収明細書 様式B（※）、海外に渡航した事実を証する書類（航空券、パスポートの写し）、調査に関わる同意書（様式集27頁-1）を添えて所属所長を経由して支部長に提出する。

（※）…歯科診療の場合は歯科診療明細書 様式Cと領収明細書 様式B（様式集27頁）

③ 感染症指定医療機関に入院を勧告された者に係る食費及び薬価

ア. 支給要件及び支給額

組合員又は被扶養者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により感染症指定医療機関に入院を勧告され、食費及び薬価を徴収されたときは、現に徴収された金額の範囲内において支給される。

なお、感染症指定医療機関に入院を勧告された感染症の患者の治療費は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により当該患者発生地の県又は政令市が支弁する。

イ. 請求手続（施行規程第107条・第110条）

療養費請求書又は家族療養費請求書（様式集23頁）に食費及び薬価の領収済明細書を添えて、所属所長を経由して支部長に提出する。

④ 治療用装具の購入費用

ア. 支給要件及び支給額

組合員又は被扶養者が病気又は負傷の治療のために治療用装具の装着が必要であると医師が認めた場合は、実際に治療用装具の購入に要した費用の範囲内において身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」（昭和48年厚生省告示第171号）に定められた装具の価格を基準として算定した額に基づいて支給する。

治療用装具は、傷病の治療の過程において必要とする場合に認められるもので、業者に作らせた関節用装具、コルセット、サポーター等である。

ただし、眼鏡（※の治療用眼鏡等を除く）、補聴器、人工肛門受便器、胃下垂帶、脱腸帶、ネブライザー、義指、義手・義足（治療後のもの）、松葉杖（医療機関に備付がなくて療養の目的をもって患者が購入した場合のものを除く。）、義眼（眼球摘出後眼窩保護のため装用を必要とする場合のものを除く。）、鎖骨バンド（既製品）、腰部固定帶、膝関節固定帶、車いす（電動を含む）等日常生活や職業上の必要性によるもの、外観を整えるものは、支給の対象とならない。

※ 小児弱視等の治療用眼鏡等

小児の弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正の治療用として用いる眼鏡及びコンタクトレンズ（以下「治療用眼鏡等」という。）については、給付対象とする。

（ア）対象年齢 9歳未満の小児

（イ）治療用眼鏡等の療養費の給付額等

⑦ 給付対象額

治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内

ただし、児童福祉法の規定に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に対する基準に表記している価格の100分の106.0に相当する額を上限とする。

① 治療用眼鏡等を作成する製作所については、薬事法（昭和35年法律第145号）第12条第1項に規定する高度管理医療機器又は一般医療機器の製造又は販売について、厚生労働大臣の許可を受けていること。

(ウ) 治療用眼鏡等の更新

⑦ 5歳未満の小児に係る治療用眼鏡等の更新については、更新前の治療用眼鏡等の装着期間が1年以上ある場合のみ、給付対象とする。

① 5歳以上的小児に係る治療用眼鏡等の更新については、更新前の治療用眼鏡等の装着期間が2年以上ある場合のみ、給付対象とする。

(エ) その他

斜視の矯正等に用いるアイパッチ及びフレネル膜プリズムについては、保険適用の対象外

※ 四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等

新たな技術として保険適用となったことにより、給付対象とする。

(ア) 支給対象となる疾病

リンパ節郭清術を伴う悪性腫瘍（悪性黒色腫、乳腺をはじめとする腋窩部のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍、子宮悪性腫瘍、子宮附属器悪性腫瘍、前立腺悪性腫瘍及び膀胱をはじめとする泌尿器系の骨盤内のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍）の術後に発生する四肢のリンパ浮腫

(イ) 弹性着衣（弹性ストッキング、弹性スリーブ、弹性グローブ）

⑦ 製品の着圧

30mmHg以上の弹性着衣を支給対象とする。ただし、関節炎や腱鞘炎により強い着圧では明らかに装着に支障をきたす場合など、医師の判断により特別の指示がある場合は20mmHg以上の着圧であっても対象とする。

① 支給回数

一度に購入する弹性着衣は、装着部位毎に2着を限度とする。また、前回の購入後6ヶ月経過後に再度購入された場合は、支給対象とする。

② 支給申請費用

療養費として支給する額は、1着あたり弹性ストッキングは28,000円（片足用は25,000円）、弹性スリーブは16,000円、弹性グローブは15,000円を上限とし、購入に要した費用の範囲内とする。

(ウ) 弹性包帯

⑦ 支給対象

弹性包帯については、医師の判断により弹性着衣を使用できないとの指示がある場合に限り対象とする。

① 支給回数

一度に購入する弾性包帯は、装着部位毎に2組を限度とする。また、前回の購入後6ヶ月経過後に再度購入された場合は、支給対象とする。

⑦ 支給申請費用

療養費として支給する額は、装着に必要な製品（筒状包帯、パッティング包帯、ガーゼ指包帯、粘着テープ等を含む）1組がそれぞれ上肢7,000円、下肢14,000円を限度とし、購入に要した費用の範囲内とする。

イ. 請求手続（施行規程第107条・第110条）

(ア) 治療用装具の場合

療養費請求書又は家族療養費請求書（様式集23頁）に医師の意見書、装具装着証明書及び装具費用の領収済明細書を添えて、所属所長を経由して支部長に提出する。

※「靴型装具」を購入した場合のみ、装具の写真を添付

⑦ 患者が実際に装着する現物の写真であること

① 治療用装具の全体像が確認出来る写真であること

⑦ 付属部品等も含めて購入したすべての治療用装具が撮影されていること

⑤ 中敷き等（靴に挿入するタイプの装具）がある場合には、靴から取り出した状態で撮影されていること

⑦ ロゴ、タグ（サイズ表記）、品番、メーカー表記がある場合は、それらが撮影されていること

(イ) 小児弱視等の治療用眼鏡等の場合

療養費請求書又は家族療養費請求書（様式集23頁）に、療用眼鏡等を作成した際の領収書又は費用の額を証する書類、療養担当に当たる保険医の治療用眼鏡等の作成指示書等の写し及び患者の検査結果（作成指示書等にその時点の視力が記載されていれば省略可）を添えて、所属所長を経由して支部長に提出する。

(ウ) 四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等の場合

療養費又は家族療養費請求書（様式集23頁）に医師の弾性着衣等の装着指示書及び購入した際の領収書を添えて、所属所長を経由して支部長に提出する。

⑤ 生鮮血代

ア. 支給要件及び支給額

組合員又は被扶養者が輸血に際し、生鮮血を使用したときは、都道府県ごとに定められている一般に妥当と認められる生鮮血の価格（実費）に基づいて支給する。

なお、やむを得ず遠方から血液を取り寄せた場合に要した移送費（旅費）、運送費は、その事由が絶対的なものであれば、それらの費用も血液代に含まれる。

ただし、親子、夫婦、兄弟等の親族の者が自ら血液を提供したような場合は、支給の対象とならない。

イ. 請求手続（施行規程第107条・第110条）

療養費請求書又は家族療養費請求書（様式集23頁）に医師の輸血証明書及び血液代の領収済明細書を添えて、所属所長を経由して支部長に提出する。

⑥ 柔道整復師の施術料

ア. 支給要件及び支給額

組合員又は被扶養者が柔道整復師の施術を受けた場合、当該施術に要した費用（厚生労働省の算定基準に係る通知による施術料金）から、一部負担金相当額を控除した額が療養費として支給されるが、現在の取り扱いは、社団法人地方公務員共済組合協議会会長と社団法人日本柔道整復師会会长との間で締結した協定に基づき、療養の給付又は家族療養の給付（現物給付）と同様な取扱いとなっている。

すなわち、日本柔道整復師会に加入している柔道整復師から施術を受けた場合は、組合員等が当該整復師に直接施術料金を支払い、組合員は組合から療養費等として給付を受けるべきであるが、これに代えて組合員が受けるべき療養費等の受領を当該整復師が所属する都道府県の柔道整復師会会长に委任する取扱いである。

したがって、受領委任手続（組合員証・印鑑必要）をすれば、一部負担金に相当する額を、当該整復師に支払えばよいこととなっている。

（注）「柔道整復師」とは、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に基づいて、厚生労働大臣の免許を受けて、骨折、不全骨折、脱臼、打撲、捻挫等について施術を行う者をいう。

イ. 請求手続（施行規程第107条・第110条）

都道府県の柔道整復師会から提出される療養費・家族療養費請求書（診療報酬領収済明細書）に基づいて、共済組合が直接当該整復師会に支払うので、請求する必要はない。

ただし、日本柔道整復師会の会員以外の整復師から施術を受けた場合は、療養費請求書又は家族療養費請求書（様式集23頁）に診療報酬領収済明細書を添えて、所属所長を経由して支部長に提出する。

⑦ あん摩・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術料

ア. 支給要件及び支給額

組合員又は被扶養者に医療上必要があると認められるもので、医師の同意を得てあん摩・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術を受けた場合、当該施術に要した費用の額（厚生労働省の算定基準に係る通知による施術料金）に基づいて支給される。

（ア）あん摩・マッサージ

支給対象となる疾病は、主に筋麻痺、関節拘縮等の医療上真に必要があるもののみである。

（イ）はり、きゅう

支給対象となる疾病は、慢性病であって医師の治療を受けても所期の効果が得られなかつたもの、又は今まで受けた治療の経過からみて治療効果があらわれないもの等であつて主として神経痛、リュウマチなどであり、類症疾患としては頸腕症候群、五十肩、腰

痛症等で慢性的な疼痛を主病とする疾患が該当する。施術期間は、医師の同意書による初療の日から6か月（変形徒手矯正術については21日）を限度とする。その限度期間を超える場合は改めて医師の同意が必要であるが、患者に代わり当該施術師が同意を確認し、当該医師の氏名、住所、同意年月日、要加療期間等を施術証明書兼施術料の領収済明細書に記録することで足り、必ずしも医師の同意書の添付は要しない。

イ. 請求手続（施行規程第107条・第110条）

療養費請求書又は家族療養費請求書（様式集23頁）に医師の同意書（はり・きゅうの場合は様式集28頁），施術証明書兼施術料の領収済明細書を添えて、所属所長を経由して支部長に提出する。

(11) 訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費

① 支給要件等（法第58条の2・第59条の3）

- ア. 組合員が公務によらない病気または負傷により、健康保険法第88条1項に規定する指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合は、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。訪問看護療養費の額は費用の額の100分の70である。
- イ. 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合は、その指定訪問看護に要した費用について家族訪問看護療養費を支給する。家族訪問看護療養費の額は費用の額の100分の70（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの場合は100分の80、70歳以上の場合は原則100分の80）である。

② 請求手続

組合が現物給付するので請求する必要はない。

(12) 移送費及び家族移送費

① 支給要件等（法第58条の3・第59条の4）

- ア. 組合員が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養を含む）を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、共済組合が必要と認めたときは、その移送に要した費用について移送費を支給する。
- イ. 被扶養者が家族療養の給付等に係る療養を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、共済組合が必要と認めたときは、その移送に要した費用について家族移送費を支給する。
- ウ. 次のいずれにも該当すると共済組合が認めた場合に支給される。
- （ア）移送の目的である療養（入院）が保険診療として適切であること。
- （イ）患者が当該療養の原因である疾病又は負傷により移動が著しく困難であること。
- （ウ）医師の指示による緊急その他やむを得ないものと認められること。
- エ. 標準的な事例は次のとおりである。

- (ア) 負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急に移送された場合
- (イ) 離島等で疾病にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ、傷病が発生した場所の付近の医療施設では必要な医療が不可能であるか又は著しく困難であるため、必要な医療の提供を受けられる最寄りの医療機関に移送された場合
- (ウ) 移動困難な患者であって、患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができない、医師の指示により緊急に転医した場合
- ② 支給額（運用方針法第58条の3関係、法第59条の3関係）
- 移送費及び家族移送費の額は、最も経済的な経路及び方法により移送されたときの費用の額である。ただし、その額が現に当該移送に要した費用の額を越えるときは、当該現に移送に要した費用の額である。
- ③ 請求手続（施行規程第108条の2、第110条の3、運営規則第21条）
- ア. 移送費・家族移送費請求書（様式集29頁）に領収書等移送に要した費用の額に関する証拠書類を添えて所属所長を経由して支部長に提出する。
- イ. 証拠書類が日本語で作成されていない場合は、当該証拠書類に日本語の翻訳文を添える。

（13）高額療養費

- ① 支給要件及び支給額（法第62条の2、施行令第23条の3の3）
- 組合員又は被扶養者が同一月にそれぞれ一の保険医療機関等（通院・入院・歯科・薬剤別）から受けた療養に係る自己負担額が著しく高額である場合は、自己負担額から高額療養費算定基準額（自己負担限度額）を控除した額を、高額療養費として支給する。

I （70歳未満の自己負担限度額）

標準報酬月額	高額療養費算定基準額（自己負担限度額）
830,000円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <140,100円>
530,000円以上 830,000円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <93,000円>
280,000円以上 530,000円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円>
280,000円未満	57,600円 <44,400円>
低所得者（住民税非課税）	35,400円 <24,600円>

II (70歳以上の自己負担限度額)

所得区分 (標準報酬月額)	高額療養費算定基準額(自己負担限度額)	
	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院含む)
現役並み所得者Ⅲ (830,000円以上)	$252,600\text{円} + (\text{医療費} - 842,000\text{円}) \times 1\%$ $<140,100\text{円}>$	
現役並み所得者Ⅱ (530,000円以上 830,000円未満)	$167,400\text{円} + (\text{医療費} - 558,000\text{円}) \times 1\%$ $<93,000\text{円}>$	
現役並み所得者Ⅰ (280,000円以上 530,000円未満)	$80,100\text{円} + (\text{医療費} - 267,000\text{円}) \times 1\%$ $<44,400\text{円}>$	
一般所得者 (280,000円未満)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 $<44,400\text{円}>$
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

注1 この表における世帯の範囲は、組合員（被保険者）とその被扶養者である。

注2 多数回該当

＜＞は、同一世帯で過去12ヶ月間にすでに3月以上高額療養費の支給を受けている場合の4月
目以降の自己負担限度額

注3 世帯合算

同一世帯（組合員および被扶養者）で同一月に複数の自己負担額がある場合は、世帯で合算することができ、その合算額が自己負担限度額を超えた時は、超えた額が高額療養費として支給される。

ただし、70歳未満の者は自己負担額が21,000円以上の場合に限り合算することができる。

注4 70歳以上の現役並み所得者とは標準報酬月額が280,000円以上の組合員及びその被扶養者で、次の収入要件を満たす者

収入要件 1 70歳以上である被扶養者がいる場合は、その被扶養者の収入も含め520万円以上
2 70歳以上である被扶養者がいない場合は、383万円以上

注5 70歳以上の者の外来での自己負担限度額を超える額は、医療機関の窓口負担を本人が行った上で、後日、共済組合から高額療養費として組合員に給付する。70歳以上の者の入院では、本人は自己負担限度額まで窓口で支払えばよく、限度額を超える部分の額は共済組合が支払基金を通じて医療機関に支払う。（手続き不要）

② 低所得者として高額療養費を算定する場合

（以下の条件に当てはまる者で支部が認定した場合に限る。）

ア. 70歳未満の者

⑦ 低所得者の適用

- ・ 療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が4月から7月の場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課さない者。
- ・ 療養のあった月において、生活保護法に定める要保護者であって、高額療養費の低所得者の特例を受けることにより生活保護法の被保護者とならずに済む者。

イ. 70歳以上の者

⑦ 低所得Ⅱの適用

- ・ 療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が4月から7月の場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課さない者。
- ・ 療養のあった月において、生活保護法に定める要保護者であって、高額療養費の低所得者の特例を受けることにより生活保護法の被保護者とならずに済む者。

① 低所得Ⅰの適用

組合員及び被扶養者のすべてについて、療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が4月から7月の場合にあっては、前年度）分の市町村民税に係る所得が一定の基準に満たない者。

③ 請求手続（施行規程第110条の4）

ア. 療養の給付、保険外併用療養費又は家族療養の給付を受ける場合

保険医療機関等から提出されるレセプトに基づいて、共済組合が自動給付するので、請求する必要はない。

イ. 療養費又は家族療養費の支給を受ける場合（組合員証・被扶養者証未使用）

療養費請求書又は家族療養費請求書（様式集23頁）に高額療養費を併記して、所属所長を経由して支部長に提出する。

④ 高額療養費の支払いの特例（施行令第23条の3の5、施行規程第110条の5）

ア. 組合員又は被扶養者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等から入院療養等を受けた場合の高額療養費の支給については、あらかじめ支部の認定（認定方法は後述する）を受けた組合員等の所得区分に応じ、窓口での一部負担金等の支払を高額療養費の自己負担限度額までにとどめることとし、その額を超える部分については、共済組合から当該保険医療機関等に支払う。

【高額療養費の支払いの特例を受けるための手続き】

「限度額適用認定証」の手続き

(施行令第23条の3の5, 施行規程第110条の5, 運営規則第23条の2)

1. 組合員（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する組合員）は、「限度額適用認定申請書（様式集31頁）」を所属所長を経由して、支部長へ提出する。
2. 支部が認定後、「限度額適用認定証（以下「認定証」という。）」を組合員へ交付。
3. 交付された認定証を組合員証（その者が被扶養者であるときは、被扶養者証）に添えて当該保険医療機関等の窓口に提示する。

（認定証における適用区分欄の表示）

標準報酬月額	区分表記
830,000円以上	ア
530,000円以上 830,000円未満	イ
280,000円以上 530,000円未満	ウ
280,000円未満	エ

【「限度額適用・標準負担額減額認定証」の手続き】

（低所得者、低所得Ⅱ、低所得Ⅰの特例を受ける場合）

（施行令第23条の3の5、施行規程第110条の6、運営規則第23条の3）

1. 組合員（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する組合員）は、「限度額適用・標準負担額減額認定申請書（様式集32頁）」に次の書類を添えて所属所長を経由して、支部長へ提出する。

[市町村民税が課されない者]

市町村長の発行する市町村民税非課税に関する証明書等

[生活保護法の要保護者]

福祉事務所長が発行した保護開始決定通知書、保護変更決定通知書又は保護廃止決定通知書の写し（※事業主、民生委員又は福祉事務所長の原本証明を受けること。）

2. 支部が認定後、「限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」という。）」を組合員へ交付。
3. 交付された減額認定証を組合員証（その者が被扶養者であるときは、被扶養者証）に添えて当該保険医療機関等の窓口に提示する。

（減額認定証における適用区分欄の表示）

標準報酬月額	区分表記
低所得者	オ
低所得者Ⅱ	Ⅱ
低所得者Ⅰ	Ⅰ

【「認定証」及び「減額認定証」（以下「認定証」という）の留意事項】

- (ア) 保険医療機関等で入院療養等を受けるときは、必ず認定証を組合員証等に添えてその窓口で渡すこと。保険医療機関等の窓口に認定証が提出されなかった場合には、高額療養費の支払いの特例の対象とならず、従来どおり組合員等が自己負担割合に応じた一部負担金等を支払った後、後日共済組合が高額療養費として組合員に給付する。
- (イ) 認定証の有効期限に達した場合又は組合員の所得の変動等に伴い適用区分欄に表示された区分に該当しなくなった場合は、再度申請を行い限度額適用認定を受けること。
- (ウ) 組合員又は被扶養者が次に該当したときは、認定証を返納すること。
- ・ 組合員が岡山支部の組合員資格を喪失したとき。
 - ・ 適用対象者である被扶養者が被扶養者でなくなったとき。
 - ・ 組合員が適用区分欄に表示された区分に該当しなくなったとき。
(適用対象者が70歳に達する月の翌月に至ったときを含む)
 - ・ 有効期限に達したとき。

■高額長期特定疾病である療養に係る高額療養費

① 支給要件及び支給額（施行令第23条の3の2第9項、第23条の3の4第9項）

組合員又は被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた高額長期特定疾病である療養（厚生労働大臣の定める次に掲げる療養（食事療養及び生活療養を除く。）において自己負担額が次に掲げる高額療養費算定基準額を超える場合には、超える部分について高額療養費が支給される。（現物支給）

○ 厚生労働大臣の定める療養

- ・ 人工腎臓（人工透析）を実施している慢性腎不全
- ・ 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第VIII因子障害又は先天性血液凝固第IX因子障害
- ・ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

（自己負担限度額）

標準報酬月額	高額療養費算定基準額（自己負担限度額）
530,000円未満	10,000円
530,000円以上	20,000円

② 高額長期特定疾病に係る療養を受ける場合の手続（施行規程第110条の4の3、運営規則第23条）

- ア. 組合員又は被扶養者が特定疾病の認定を受けようとする場合は、あらかじめ特定疾病療養認定申請書（様式集33頁）を所属所長を経由して支部長に提出し、特定疾病療養受療証の交付を受け、当該受療証に組合員証を添えて病院等に提示して療養を受ければ①中の高額長期疾病等に係る高額療養費が支給される。（現物給付）
- イ. 特定疾病療養受療証は、認定疾病に係る療養が終わったとき、組合員資格を喪失したとき又は被扶養者でなくなったときは、すみやかに支部長に返納すること。
- なお、組合員資格喪失後、任意継続組合員となり、引き続き受療証が必要である場合は、その旨支部長に申し出て新たに受療証の交付を受けること。
- ウ. 特定疾病療養受療証の記載事項の変更、再交付については、組合員証の取扱いと同様である。

(14) 高額介護合算療養費

- ① 支給要件（法第62条の3、施行令第23条の3の6、平成20年厚生労働省告示第225号）

医療保険、介護保険の「自己負担額」の合算額が著しく高額になる場合に、医療保険上の世帯を単位とし、計算期間（8月1日から翌年7月31日まで）の末日（以下「基準日」という）にその世帯に属する者に関し、費用負担者である組合員等の当該計算期間に負担した自己負担額の合算額が、「介護合算算定基準額」に「支給基準額」を加えた額を超える場合に支給する。ただし、医療にかかる自己負担額又は介護に係る自己負担額のいずれかが0円である場合は支給しない。

（注）「医療保険上の世帯」とは共済組合の場合、組合員及びその被扶養者で構成されるものをいう。

ア. 算定の基礎となる自己負担額

（ア）医療に係る自己負担額

保険給付対象の療養について、定率の負担割合に応じ自己負担した額（被扶養者が受けた療養に係る負担金はすべて組合員が負担したものとして算定する）の合算額（自己負担額として算定対象となるものは世帯合算の高額療養費（43頁参照）と共通であり、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額並びに保険給付外のもの（差額ベッド代など）は算定対象とならない。また、附加給付、一部負担金払戻金、公費負担の給付があるときは当該額を控除した額）

（イ）介護に係る自己負担額

介護サービスに係る利用者負担額の合算額（高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費の支給があるときは当該額を控除した額）

イ. 介護合算算定基準額

高額療養費の算定基準額と同様に、療養を受けた者の年齢及び世帯の所得区分により、細かく設定されている。（②のア参照）

ウ. 支給基準額

厚生労働大臣が定める額で、500円とされている。

エ. 合算の範囲

(ア) 組合員又はその被扶養者の負担額

(イ) 計算期間の途中から組合員となった者については、その者が組合員となる前に費用負担者として負担した額

(ウ) 計算期間の途中から被扶養者となった者については、その者が被扶養者となる前に費用負担者として負担した額

(エ) 組合員又はその被扶養者が受けた介護サービスに係る負担額

(注) 費用負担者：被用者保険（共済組合）は被保険者（組合員）、国民健康保険は世帯主、後期高齢者医療は被保険者、介護保険は被保険者

② 支給額（施行令第23条の3の6・第23条の3の7）

高額介護合算療養費の支給額は、基準日における医療保険上の世帯に属する者に係る計算期間における自己負担額の合算額（以下「世帯負担総額」という。）と「介護合算算定基準額」から当該世帯に属する者に対して支給される高額介護合算療養費の支給総額を算定し、当該支給総額を世帯負担総額における費用負担者である組合員等ごと及びその加入していた保険者ごとの負担額の合算額に応じて按分した額を、それぞれの保険者からそれぞれの費用負担者に支給する。

高額介護合算療養費の支給総額＝世帯負担総額－介護合算算定基準額

ア. 介護合算算定基準額

（70歳未満の介護合算算定基準額）

標準報酬月額	介護合算算定基準額
830,000円以上	212万円
530,000円以上 830,000円未満	141万円
280,000円以上 530,000円未満	67万円
280,000円未満	60万円
低所得者（住民税非課税）	34万円

(70歳以上介護合算算定基準額)

標準報酬月額	介護合算算定基準額
現役並み所得者Ⅲ (830,000円以上)	212万円
現役並み所得者Ⅱ (530,000円以上 830,000円未満)	141万円
現役並み所得者Ⅰ (280,000円以上 530,000円未満)	67万円
280,000円未満	56万円
住民税非課税者	31万円
組合員とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がない場合	19万円

イ. 70歳以上の者が受けた療養等に係る自己負担額と70歳未満の者が受けた療養に係る自己負担限度額の両方がある場合の取り扱い

高額療養費の計算と同様に2段階の計算を行うこととなる。

(ア) 70歳以上の負担合算額から、70歳以上の介護合算算定基準額を控除した額に70歳以上の負担合算額を世帯負担総額で除して得た按分率を乗じて、70歳以上負担額にかかる高額合算療養費の支給額計算を行う。

(イ) 各保険者からの70歳以上負担額にかかる高額介護合算療養費の支給額の総額を、70歳以上の負担合算額から控除した額に70歳未満の負担額を加えた額から、介護合算算定基準額を控除した額に、介護合算算定基準額を控除する前の負担合算額を世帯負担総額で除して得た按分率を乗じて、70歳未満負担額も含めた自己負担額の合算額にかかる高額介護合算療養費の支給額計算を行う。

(ウ) (ア)及び(イ)の額の合計額を高額介護合算療養費として支給する。

③ 申請手続等（施行規程第110条の7）

ア. 申請書の提出

基準日に当支部の組合員である者（以下「基準日組合員」という。）は、基準日の翌日以降に、「高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」（様式集23-2頁（以下「申請書」という。））に次に掲げる書類を添えて、所属所長を経由して支部長に提出する。

（注）基準日組合員の請求にあっては、高額介護合算療養費の支給申請のみを行うものとして申請書を作成する。

(ア) 世帯負担総額の対象となる自己負担額のうち、当該基準日組合員が計算期間における

基準日に属する組合（以下「基準日組合」という。）の組合員であった期間以外の自己負担額にかかる証明書（介護サービス及び他の医療保険制度（公立学校共済組合の他支部を含む）に係るもの）

（イ）市町村民税非課税者等低所得者区分に該当する場合にあっては、非課税証明書等該当することを証する書類

イ. 支給等

支部は申請者に対し、基準日組合として支給すべき額について支給決定通知書を交付し、高額介護療養費を支給する。

〈計算例〉

70歳未満の組合員Aと被扶養者Bの2人世帯でAが医療、Bが介護を利用している場合

《医療の負担額》 組合員A：共済組合（組合員） 420,000円

《介護の負担額》 被扶養者B：Y市介護（被保険者） 280,000円

【支給額計算】

組合員A	標準報酬月額 28万円以上 53万円未満・70歳未満	医療	420,000	
被扶養者B	標準報酬月額 28万円以上 53万円未満・70歳未満	介護	280,000	
[世帯負担総額] 70歳未満合計			700,000	420,000+280,000
[介護合算算定基準額] 70歳未満 (標準報酬月額 28万円以上 53万円未満)			670,000	
[高額介護合算療養費の支給総額] 70歳未満支給額			30,000	700,000-670,000

【支給額】

組合員A	共済組合	18,000	$30,000 \times (420,000 \div 700,000)$
被扶養者B	Y市介護	12,000	$30,000 \times (280,000 \div 700,000)$

(15) 一部負担金払戻金及び家族療養費附加金

① 支給要件及び支給額（法附則第17条、定款第26条）

組合員又は被扶養者が同一月にそれぞれ一の保険医療機関等（通院・入院・歯科別）から受けた療養に係る自己負担額が自己負担限度額を超える場合は、療養の給付、保険外併用療養費、家族療養の給付、訪問看護療養費（高額療養費の対象となる家族訪問看護療養費）、療養費又は家族療養費の支給を受ける者に対し、その超える額が組合員の場合は一部負担金払戻金、被扶養者の場合は家族療養費附加金を支給する。

（一部負担金払戻金等の自己負担限度額）

	平成27年4月診療分から
一部負担金払戻金等の自己負担限度額	上位所得者 50,000円 一般所得者 25,000円
合算高額療養費附加金自己負担限度額	上位所得者 100,000円 一般所得者 50,000円

※上位所得者：標準報酬月額 530,000 円以上の組合員

※合算高額療養費附加金：複数の診療報酬明細書を合算して高額療養費を算定する場合の一部負担金払戻金等

ア. 自己負担額が 1 件につき25,000円（50,000円）を超える場合

自己負担額から25,000円（50,000円）を控除した額（100円未満の端数切捨。以下同じ。）

イ. 70歳未満の者の単独算定の高額療養費を支給する場合

自己負担額から当該高額療養費の額を控除した額から、さらに25,000円（50,000円）を控除した額

ウ. 70歳未満の者を含む同一世帯合算の高額療養費を支給する場合

自己負担額から当該高額療養費の額を控除した額から、さらに50,000円（100,000円）を控除した額

エ. 70歳未満の者を含む同一世帯で高額療養費の支給が年 4 回以上の場合

自己負担額又は自己負担額を合算して得た額から当該高額療養費の額を控除した額（44,400(93,000)円又は低所得者24,600円）から、25,000円（合算の場合50,000円）または50,000円（合算の場合100,000円）を控除した額

オ. 訪問看護に係る利用料及び家族訪問看護に係る高額療養費が合算して支給される場合の利用料

厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から、訪問看護療養費等として支給される額を控除した金額である基本利用料については、一部負担金払戻金及び家族療養

費附加金の対象とするものであること。

② 請求手続（運営規則第21条）

ア. 療養の給付、保険外併用療養費又は家族療養の給付を受ける場合

保険医療機関等から提出されるレセプトに基づいて、共済組合が自動給付するので、請求する必要はない。

イ. 療養費又は家族療養費の支給を受ける場合

療養費請求書又は家族療養費請求書（様式集23頁）に一部負担金払戻金又は家族療養費附加金を併記して、所属所長を経由して支部長に提出する。

(16) 家族訪問看護療養費附加金

① 支給要件等（定款第26条）

ア. 家族訪問看護療養費を支給する場合において、指定訪問看護を受けた各月における当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用から当該家族訪問看護療養費の額を控除して得た額（基本利用料）が1件につき25,000円（上位所得者は50,000円）を超えるときは、本人負担額から25,000円（50,000円）を控除した額（100円未満の端数があるときは端数切捨）を支給する。

イ. 高額療養費の対象となる場合は基本利用料から、当該高額療養費の額を控除して得た額が25,000円（50,000円）を超えるときに支給する。

② 請求手続

家族療養費附加金と同じ。

(17) 他の法令による療養との調整

① 公費負担医療制度との調整（法第62条）

他の法令で国又は地方公共団体が医療費を負担するいわゆる公費負担医療制度があり、組合員及び被扶養者がこの公費負担医療を受けた場合は、重複支給を避けるため、その支給を受けた限度で共済組合は医療給付を行わない。

ア. 公費負担優先のもの

次の（ア）～（ウ）は、他の法令等で国又は地方公共団体の負担による医療給付が優先的に支給される。なお、療養に要した費用に満たない場合は、その差額が共済組合から支給される。

（ア）戦傷病者特別援護法による療養の給付

（イ）戦傷病者特別援護法による更生医療

（ウ）原爆被爆者援護法による認定疾病医療

◆ 共済組合への給付金の請求手続

○ 療養費、家族療養費、高額療養費、一部負担金払戻金又は家族療養費附加金請求書（様式集23頁）に領収済明細書を添えて所属所長を経由して支部長に提出する。

イ. 共済組合の給付優先

次の（ア）～（ソ）は、共済組合の給付が優先的に支給され、なお療養に要した費用に満たない場合は、他の法令によりその差額相当分が国又は地方公共団体から支給される。

（ア）結核予防法による一般患者に対する医療及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）による通院医療

医療費の95%が公費で負担となるが共済組合から保険給付を受けることができる限度までは公費負担が行なわれない。

したがって組合員又は、被扶養者は療養に要した費用の5%に相当する額を自己負担することになり、当該負担分については附加給付の対象となる。

（イ）結核予防法による命令入所医療

医療費の全額が公費負担となるが共済組合から保険給付を受けることができる限度で公費負担が行なわれない。

ただし、世帯の所得に応じて病院の窓口で費用徴収された場合、組合員にあっては、徴収金額から25,000円（上位所得者は50,000円）を控除した額（100円未満切捨）が共済組合の給付となり、残りの額が自己負担となる。

（ウ）精神保健福祉法による措置入院医療

医療費の全額が公費負担となるが共済組合から保険給付を受けることができる限度までは公費負担が行なわれない。

ただし、世帯の所得に応じて県の納入通知書で費用徴収された場合は、徴収金額から

25,000円（上位所得者は50,000円）を控除した額（100円未満切捨）が共済組合の給付となり、残りの額が自己負担となる。

(エ) 生活保護法による医療扶助

医療費のうち共済組合から法定給付（現物給付）が支給され、残りの額が公費負担となる。

(オ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費

医療費のうち共済組合から法定給付（現物給付）が支給され、残りの額のうち、公費か給付する限度額（12,000円）を超える額が自己負担となる。

(カ) 特定疾患及び先天性血液凝固因子障害治療研究事業による医療給付

医療費のうち共済組合から法定給付（現物給付）が支給され、残りの額のうち、対象者別の一部自己負担の月額限度額を超える額が公費負担となる。

(キ) 小児慢性特定疾患治療研究事業による医療給付

医療費のうち共済組合から法定給付（現物給付）が支給され、残りの額が公費負担となる。

(ク) 身体障害者福祉法による更生医療及び児童福祉法による育成医療

医療費のうち共済組合から法定給付（現物給付）が支給され、残りの額が公費負担となる。

ただし、世帯の所得に応じて病院の窓口で費用徴収された場合は、療養費の請求を行えば共済組合から附加給付を行う。費用徴収された受診者が重度心身障害者医療給付を受けることができる場合は、徴収金額が当該給付に係る公費負担となり、市町村へ請求すれば支給される。

(ケ) 母子保健法による養育医療

医療費のうち共済組合から法定給付（現物給付）が支給され、残りの額が公費負担となる。

ただし、世帯の所得に応じて県の納入通知書（養育医療自己負担金）で費用徴収された場合は、療養費の請求を行えば共済組合から附加給付を行う。

(コ) 児童福祉法及び知的障害者福祉法による入所措置等に係る医療の給付

医療費のうち共済組合から法定給付（現物給付）が支給され、残りの額が公費負担となる。

ただし、世帯の所得に応じて納入通知書で費用徴収された場合は、徴収金額を入所に要した医療費とその他の生活諸費等の経費の比率で按分し、徴収金額のうち医療費に係る部分の金額を算定した額（100円未満切捨）が共済組合の一部負担金払戻金又は家族療養費附加金として支給され、100円未満の額が自己負担となる。

(サ) その他の法令による医療の給付

(シ) 岡山県心身障害者医療費公費負担制度

医療費のうち共済組合から法定給付（現物給付）が支給され、残りの額から病院の窓口で費用徴収された金額（一部負担金）を控除した額が公費負担となる。

なお、徴収金額（100円未満切捨）は共済組合の一部負担金払戻金、家族療養費附加金の対象となる。

(ス) 岡山県ひとり親家庭等医療費公費負担制度

医療費のうち共済組合から法定給付（現物給付）が支給され、残りの額から病院の窓口で費用徴収された金額（一部負担金）を控除した額が公費負担となる。

なお、徴収金額（100円未満切捨）は共済組合の一部負担金払戻金、家族療養費附加金の対象となる。

(セ) 岡山県小児医療費公費負担補助制度

医療費のうち共済組合から法定給付（現物給付）が支給され、残りの額が公費負担となる。（一部例外あり）

◆ 共済組合への給付金の請求手続

- (ケ)～(サ)の場合で、費用徴収された場合は、一部負担金払戻金又は家族療養費附加金請求書（様式集23頁）に領収済明細書を添えて、所属所長を経由して支部長に提出する。
- 上記以外の場合は、組合が自動給付するので、請求する必要はない。
- イの自己負担額は、3,000円を控除して互助組合の療養補助金として支給される。

(18) 出産費及び出産費附加金

- ① 支給要件及び支給額（法第63条、施行令第23条の4、運用方針法第63条～第66条関係・第63条関係、定款第26条）

ア. 出産費

組合員が出産したときは、産児1人につき政令で定める金額（488,000円）を支給する（産科医療補償制度に加入している医療機関等において在胎週数22週以降の出産をした場合に限り、12,000円が加算され500,000円となる。）。

イ. 出産費附加金

出産費が支給されるときに、産児1人につき50,000円を支給する。

ウ. 資格喪失後の出産費

1年以上組合員であった者が退職後6か月以内に出産したときは、組合員の在職中に出産があった場合と同様に出産費を支給する。ただし、退職後出産するまでの間に、健康保険若しくは船員保険の被保険者又は他の共済組合の組合員（以下「健康保険等の被保険者」という。）の資格を取得したときは、当該被保険者の出産に係る給付が行われるため支給されない。

なお、令和4年10月1日の法改正により短期組合員となった者の「1年以上組合員であった者」の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き健康保険の被保険者であった期間と通算して1年以上ある場合には、資格喪失後給付の要件を満たすこととする。

- ② 給付事由の定義（運用方針法第63条関係）

「出産」とは、妊娠4か月以上（85日以上をいう。）の胎児の分娩をいい、正常分娩、異常分娩（流産、早産、死産等）の別なく対象となり、母体保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工妊娠中絶手術をした場合も含まれる。

ただし、妊娠4か月以上の分娩であっても、胎児が4か月末満で死亡していれば、出産とは認められない。

なお、異常分娩の場合は、出産費のほかに療養の給付等が支給される。

- ③ 医療機関等への出産費及び家族出産費の直接支払制度及び受取代理制度

出産費及び家族出産費（以下「出産費等」という。）の受給権を有する組合員を対象に、医療機関等への出産費等の直接支払制度（以下「直接支払制度」という。）が、また、一部の医療機関等での出産については、受取代理制度が設けられている。（内容は59,60頁参照）

- ④ 請求手続（施行規程第111条、運営規則第21条）

ア. 直接支払制度又は受取代理制度を利用する場合（59,60頁参照）

イ. 直接支払制度又は受取代理制度を利用しない場合

（ア）出産費・同附加金請求書（様式集35頁）に医療機関から交付された直接支払制度を利用してない旨の記載された領収書（産科医療補償制度の適用を受けている場合は所定の印が押されたもの）を添えて、所属所長を経由して支部長に提出する。

（イ）資格喪失後の出産費の請求については、出産費請求書（様式集35頁）に（ア）の添付書類

の他に、健康保険等の被保険者でないことがわかる書類を添えて、支部長に提出する。

※1 出産費等の医療機関等への直接支払制度

(1) 趣 旨

病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）が組合員等に対して請求する出産費用の額（当該請求額が出産費等として支給される額を上回るときは当該支給される額）を限度として、医療機関等が組合員と出産費等の請求及び受取に係る代理契約を締結の上、組合員に代わって請求及び受取を直接組合と行うことにより、組合員等があらかじめまとまった現金を用意して、医療機関等の窓口において出産費用を支払う経済的負担の軽減を図る。

(2) 対象者

出産費等の受給権を有する組合員

(3) 直接支払制度の運用方法

① 医療機関等での処理

- ア 入院する際に、組合員証（組合員被扶養者証を含む。）を提示する。
- イ 退院するまでの間に、医療機関等から直接支払制度について十分に説明を受け、直接支払制度を活用するか決定する。
- ウ 組合員等は、要した出産費用が出産費等の額（50万円（産科医療補償制度加算対象分娩でない場合にあっては48万8千円））を上回るときに限り、当該上回った額について医療機関等の窓口で支払を行う。

② 組合への手続等

- ア 出産費用の額が50万円（産科医療補償制度加算対象分娩でない場合にあっては48万8千円）未満の場合、これらの額と直接支払制度により医療機関等が代理して受け取る額との差額については、組合員が出産費・同附加金請求書（様式集35頁）に医療機関等から交付された明細書（出産費用の内訳が記載されたもの）及び直接支払制度利用に関する合意文書を添付し所属所長を経由して支部長に提出する。
- イ 附加金については、直接支払制度の対象とされていないため、支部長あて請求する。
なお、請求書類及び医師の証明はアに準ずる。

(4) 直接支払制度を活用しない場合の取り扱い

直接支払制度の活用を希望しない場合にあっては、従来どおり出産費用全額を医療機関等の窓口に支払った上で、組合員が支部長あて出産費等の請求を行うこととなる。

※2 出産費等の受取代理制度

(1) 趣 旨

出産費等の医療機関等への直接支払制度の利用による負担が大きいと考えられる小規模の医療機関等であっても、直接支払制度と同様に、組合員等があらかじめまとまった現金を用意して、医療機関の窓口において出産費を支払う経済的負担の軽減を図る。

(2) 対象医療機関等

所定の条件を満たし、厚生労働省に対し届出を行った医療機関等（ごく一部）

(3) 対象者

出産費等を受ける見込みのある組合員で、かつ組合員等が出産予定日まで2か月以内の者

(4) 組合への手続等

① 受取代理制度を導入する医療機関等において出産を予定している組合員等は、受取代理制度の利用を希望する場合は、「出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)」に、必要事項（受取代理人となる医療機関等による記載・押印等を含む。）を記載の上、所属所長を経由し支部長に提出する。

② 事務処理の都合上、当支部の支払は、出産後、医療機関等から所定の書類の提出を受けた月の翌月末となるので、当該制度利用にあたっては、その旨、医療機関等の了承を受ける。

③ 予定した医療機関等以外で出産することとなった場合などには、速やかに支部へ連絡する。

(5) 支 払

支部は、出産後、医療機関等から送付される、出産費用の請求書の写に記載された請求額に応じ、次のとおり取り扱う。

ア 請求額が55万円※（加算対象分娩でない場合は53万8千円※。以下同じ。）以上である場合
出産費等の全額を医療機関等の所定口座へ振り込む。（当該請求額と55万円※との差額は、組合員等が医療機関等に支払う。）

イ 請求額が55万円※未満である場合

請求額として記載されている額を医療機関等の所定口座へ支払い、当該請求額と55万円※との差額については、組合員の口座へ支払う。

（※ 附加給付の額を含む。なお、資格喪失後の給付においては55万円を50万円に、53万8千円を48万8千円に読み替える。）

(19) 家族出産費及び家族出産費附加金

- ① 支給要件及び支給額（法第63条、施行令第23条の4、運用方針法第63条～第66条関係・第63条関係、定款第26条）

ア. 家族出産費

被扶養者が出産したときは、産児1人につき政令で定める金額（488,000円）を支給する（産科医療補償制度に加入している医療機関等において在胎週数22週以降の出産をした場合に限り、12,000円が加算され500,000円となる。）。

イ. 家族出産費附加金

家族出産費が支給されるときに、産児1人につき50,000円を支給する。

ウ. 資格喪失後の出産費（分娩費）との調整

被扶養者がその出産によって同時に資格喪失後の出産費（健康保険等の被保険者の資格喪失後の分娩費）が受けられる場合は、原則として家族出産費は支給されない。

ただし、当該資格喪失後の出産費（分娩費）の受給権を有するものが、その権利を放棄した場合は、家族出産費を支給する。

- ② 給付事由の定義（運用方針法第63条関係）

「出産」の意味については、出産費の場合と同様である。

- ③ 医療機関等への出産費及び家族出産費の直接支払制度及び受取代理制度

出産費及び家族出産費（以下「出産費等」という。）の受給権を有する組合員を対象に、医療機関等への出産費等の直接支払制度（以下「直接支払制度」という。）が、また、一部の医療機関等での出産については、受取代理制度が設けられている。（内容は59, 60頁参照）

- ④ 請求手続（施行規程第111条、運営規則第21条）

ア. 直接支払制度又は受取代理制度を利用する場合（59, 60頁参照）

イ. 直接支払制度又は受取代理制度を利用しない場合

家族出産費・同附加金請求書（様式集35頁）に医療機関から交付された直接支払制度を利用していない旨の記載された領収書（産科医療補償制度の適用を受けている場合は所定の印が押されたもの）を添えて、所属所長を経由して支部長に提出する。

なお、資格喪失後の出産費（分娩費）の受給権を放棄した場合は、当該受給権を放棄したことの保険者の証明書を添付すること。

(20) 埋葬料及び埋葬料附加金

- ① 支給要件及び支給額（法第65条、施行令第23条の5、運用方針法第63条～第66条関係・第65条関係、定款第26条）

ア. 埋葬料

組合員が公務によらないで死亡したときは、組合員の死亡の当時被扶養者であった者で埋葬を行う者に対し、50,000円を支給する。この場合、被扶養者がいない場合は、埋葬を行

った者に対し、50,000円の範囲内で、実際に埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

なお、公務又は通勤に起因する死亡については、地方公務員災害補償法に基づく葬祭補償が行われるため支給しない。

イ. 埋葬料附加金

埋葬料が支給されるときに、被扶養者であった者で埋葬を行うもの又は埋葬を行った者に対し、25,000円を支給する。

なお、埋葬を行った者に対する埋葬料附加金は埋葬に要した費用が50,000円を超える場合に限って支給されるものである。

ウ. 資格喪失後の埋葬料

組合員であった者が退職後3か月以内に死亡したときは、組合員であった者の退職当時被扶養者であった者で埋葬を行うものに対し、50,000円を支給する。

この場合、被扶養者であった者がいない場合は、実際に埋葬を行い、その費用を負担した者に対し、50,000円の範囲内で、実際に埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

ただし、退職後死亡するまでの間に健康保険等の被保険者の資格を取得したときは、当該保険者から死亡に係る給付が行われるため支給しない。

② 給付事由の定義（運用方針法第65条関係）

ア. 「死亡」とは、自然死のほか、法定死亡である認定死亡及び失踪宣告も含まれる。

なお、死亡の原因が自殺の場合であっても、埋葬料は埋葬を行う者に支給するものであるから支給される。

イ. 埋葬料の支給における「埋葬」とは、死体の土火葬のいずれでもよく、死体の発見されない場合も含んだ、いわゆる葬式の意味合いである。

ウ. 被扶養者であった者で「埋葬を行うもの」とは、被扶養者であった者で埋葬を現実に行う者をいうのではなく、社会通念上埋葬を行うべき者（子も含む。）とみられるものをいう。

エ. 「埋葬を行った者」とは、組合員との関係を問わず実際に埋葬を行った者（葬式を行い、その費用を負担した者）をいう。

したがって、その範囲は、組合員との間に生計維持関係がなかった親族、友人等も含まれる。

オ. 「埋葬に要した費用」とは、埋葬に直接要した実費とし、靈柩代又は靈柩の借料、靈柩の運搬費、葬式の際ににおける僧侶の謝礼及び靈前供物代又は入院患者が病院等で死亡した場合の自宅までの移送に要する費用等であり、葬儀の参列者の接待費用、香典返し等は含まれない。

③ 請求手続（施行規程第112条、運営規則第21条）

ア. 埋葬料・同附加金請求書（様式集36頁）に埋火葬許可証の写及び埋葬を行った者の場合は埋葬に要した費用の領収済明細書を添えて、所属所長を経由して支部長に提出する。

イ. 資格喪失後の埋葬料の請求については、埋葬料請求書（様式集36頁）にアの添付書類のほ

かに健康保険等の被保険者でないことの証明書を添えて、支部長に提出する。

(21) 家族埋葬料及び家族埋葬料附加金

- ① 支給要件及び支給額（法第65条、施行令第23条の5、運用方針法第63条～第66条関係・第65条関係、定款26条）

ア. 家族埋葬料

被扶養者が死亡したときは、50,000円を組合員に支給する。

イ. 家族埋葬料附加金

家族埋葬料が支給されるときに、25,000円を支給する。

ウ. 資格喪失後の埋葬料（葬祭料）との調整

被扶養者が死亡によって同時に資格喪失後の埋葬料（健康保険等被保険者の資格喪失後の葬祭料）が支給される場合は、家族埋葬料は支給しない。

- ② 給付事由の定義（運用方針法第65条関係）

死亡、埋葬及び埋葬に要した費用の定義については、埋葬料の場合と同様である。

- ③ 請求手続（施行規程第112条、運営規則第21条）

家族埋葬料・同附加金請求書（様式集36頁）に埋火葬許可証の写を添えて所属所長を経由して支部長に提出する。

(22) 傷病手当金及び傷病手当金附加金

① 支給要件及び支給額（法第68条・運用方針法第68条～第70条の3関係・第68条関係）

ア. 傷病手当金

組合員が公務によらない病気又は負傷により療養のため引き続き勤務に服することができないときは、同一の傷病について、その日以後3日を経過した日から通算して1年6か月間（結核性の病気については3年間）、1日につき標準報酬月額の3分の2に相当する金額を支給する。なお、標準報酬月額は、支給開始日の属する月以前の12か月間の標準報酬月額の平均額の22分の1である。

（注）支給開始日以降、標準報酬月額が改定されても再算定はされない。

イ. 傷病手当金附加金

組合員が傷病のため欠勤（組合員の公務によらない病気又は負傷）し、傷病手当金の支給期間が満了した後なお療養のため引き続き勤務に服することができないときは、同一の傷病について当該満了の翌日から6か月間の範囲において、傷病手当金附加金として1日につき標準報酬月額の3分の2に相当する金額を支給する。

なお、傷病手当金附加金は資格喪失後は支給しない。

ウ. 資格喪失後の傷病手当金

1年以上組合員であった者が退職時に傷病手当金を受けている場合は、その者が退職しなかつたとしたならば受けることができる期間、継続して支給される。ただし、当該期間内に健康保険等の被保険者の資格を取得したときは、その日以後は支給しない。

なお、令和4年10月1日の法改正により短期組合員となった者の「1年以上組合員であった者」の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き健康保険の被保険者であった期間と通算して1年以上ある場合には、資格喪失後給付の要件を満たすこととする。

② 給付事由の定義等（運用方針法第68条～第70条の3関係・法第68条関係）

ア. 「勤務に服することができない場合」とは、職務に従事し得るか否か、すなわち労働能力の有無により判断するものである。

イ. 「同一の傷病」とは、同一の病気又は負傷であって治癒するまでをいい、傷病名が異なっていても相互に因果関係のある病気であれば同一の傷病に該当する。しかし、同時に発生した傷病であっても相互に因果関係のない病気は同一の傷病に該当しない。

ウ. 「退職時に傷病手当金を受けている場合」には、退職した日において、すでに勤務に服することができなかつた日以後3日を経過しているが、報酬が支給されているため、傷病手当金が支給されていない場合も含まれる。

この場合の支給の始期は、退職した日の翌日である。

エ. 資格喪失後の傷病手当金に係る「傷病のため勤務に服することができない場合」には、自家営業を行っている場合、事業所に雇用されている場合及び勤務することができる状態にありながら適当な職がないために勤務しない場合等労働能力がある場合は該当しない。

オ. 傷病手当金及び傷病手当金附加金は、正規の勤務日が国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たっても支給するが、正規の勤務日以外の日（日曜日、日曜日以外の日をもって勤務を要しないと定められている場合にはその日）については支給しない。

カ. 傷病手当金及び傷病手当金附加金は、各月を単位として支給する。

③ 障害厚生年金等（老齢厚生年金、障害基礎年金を含む）との調整

（法第68条、施行令第23条の6、施行規則第2条の5の2）

ア. 傷病手当金は、同一の傷病について、障害厚生年金等の支給を受けることができるときは、障害厚生年金等の額を合算して264で除して得た額が傷病手当金の額より少ない場合に限り、傷病手当金の額から当該障害厚生年金等の額を264で除して得た額を控除した金額を支給する。

イ. 傷病手当金附加金は、同一の傷病について、障害厚生年金等又は障害手当金の支給を受けることとなったときは、傷病手当金と障害厚生年金等との調整に準じて調整を行う。

④ 障害手当金との調整（法第68条、施行令第23条の5の2）

ア. 傷病手当金は、同一の傷病について、障害手当金の支給を受けることとなったときは、その日以後において支給を受けるべき傷病手当金の合計額が、当該障害手当金の額を超えるときに限り、当該合計額から当該障害手当金を控除した金額を支給する。

イ. 傷病手当金附加金と同一の傷病について、障害手当金の支給を受けることとなるときは、傷病手当金附加金の額が障害手当金の額を上回るとき、その差額を傷病手当金附加金として支給する。

⑤ 出産手当金との調整（法第68条）

原則、出産手当金が支給される。ただし、出産手当金の額が傷病手当金の額より少ないとときは、出産手当金の全額と傷病手当金の一部（出産手当金との差額）を支給する。

⑥ 地方公務員災害補償法に基づく休業補償との調整（法第68条、運用方針法第71条関係）

当該休業補償を受けている場合は、報酬の全部又は一部を受けているものとみなして傷病手当金又は傷病手当金附加金の全部又は一部を支給しない。ただし、退職厚生年金、公務傷病年金その他公的年金制度による年金等を受けている場合は報酬を受けているものとみなさない。

⑦ 報酬との調整（法第71条、施行令第24条、運用方針法第71条関係）

傷病手当金の支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合には、その受ける報酬日額と傷病手当金の給付日額を比較し、報酬日額が給付日額以上である場合は、支給せず、給付日額未満である場合は、給付日額から報酬日額を控除した額を傷病手当金として支給する。

また、傷病手当金附加金の支給期間内に係る報酬を受ける場合には、傷病手当金と報酬の調整に準じて、傷病手当金附加金の調整を行う。

⑧ 請求手続（施行規程第113条、運営規則第21条）

ア. 傷病手当金請求書又は傷病手当金附加金請求書（様式集37頁）に傷病手当金に係る意見書（様式集38頁）及び出勤簿の写（障害厚生年金等の受給者は年金証書の写）を添えて各月ごとに所属所長を経由して支部長に提出する。

イ. 資格喪失後の傷病手当金の請求については、傷病手当金請求書に健康保険等の被保険者でないことのわかるもの及び障害厚生年金等又は障害手当金受給者の場合は当該年金証書の写等を添えて、各月ごとに支部長に提出する。

【月途中で病気休暇（10割）から病気休職（8割）となった際の計算例】

－傷病手当金が一部支給となるケース－

前提

- ・土日が週休日の組合員
- ・10月1日～10月31日 勤務を要する日 ……23日（祝日1日含む）
10月1日～10月14日 病気休暇（10割）…10日
10月15日～10月31日 病気休職（8割）…13日
- ・直近の継続した12か月の標準報酬月額を平均した額 560,000円
(○年10月までの12月間 560,000円)

【10月の標準報酬月額】 第28級 560,000円

給料月額	扶養手当	地域手当	住居手当	教職調整額	通勤手当	合計
407,700円	24,500円	13,455円	27,000円	16,308円	60,000円	548,963円

【休暇中（10割）に支給される給与】

10月1日～10月14日

給料月額	扶養手当	地域手当	住居手当	教職調整額	通勤手当	合計
177,261円	10,652円	5,850円	11,739円	7,090円	0円	212,592円

【休職中（8割）に支給される給与】

10月15日～10月31日

給料月額	扶養手当	地域手当	住居手当	教職調整額	通勤手当	合計
184,351円	11,078円	5,973円	12,209円	3,687円	0円	217,298円

報酬日額の算定

ア 10月1日～10月14日における報酬日額の算定

日々の勤務に対して支給されるもの

$$(給料 177,261円 + 地域手当 5,850円) \times 1\text{日} / 10\text{日} = 18,311.10\text{円} \cdots \cdots A$$

日々の勤務とは関係なく支給されるもの

$$\begin{aligned} & (\text{扶養手当 } 24,500 \text{ 円} + \text{住居手当 } 27,000 \text{ 円} + \text{教職調整額 } 16,308 \text{ 円}) \times 1 \text{ 日} / 22 \text{ 日} \\ & = 3,082.18 \text{ 円} \cdots \cdots \text{B} \end{aligned}$$

A + B

$$18,311.10 \text{ 円} + 3,082.18 \text{ 円} = 21,393.28 \approx \underline{21,393} \text{ 円} \cdots \cdots \text{C}$$

イ 10月15日～10月31日における報酬日額の算定

日々の勤務に対して支給されるもの

$$(\text{給料 } 184,351 \text{ 円} + \text{地域手当 } 5,973 \text{ 円}) \times 1 \text{ 日} / 13 \text{ 日} = 14,640.30 \text{ 円} \cdots \cdots \text{D}$$

日々の勤務とは関係なく支給されるもの

$$\begin{aligned} & (\text{扶養手当 } 19,600 \text{ 円} + \text{住居手当 } 21,600 \text{ 円} + \text{教職調整額 } 6,523 \text{ 円}) \times 1 \text{ 日} / 22 \text{ 日} \\ & = 2,169.22 \text{ 円} \cdots \cdots \text{E} \end{aligned}$$

D + E

$$14,640.30 \text{ 円} + 2,169.22 = 16,809.52 \approx \underline{16,809} \text{ 円} \cdots \cdots \text{F}$$

(注) 標準報酬日額の算定については、標準報酬月額の22分の1となります。休業給付と調整する報酬日額については、次のような考え方になっています。

- ① 日々の勤務に対して支給されると考えられる給与（給料、給料の調整額、地域手当）は、この月の要勤務日数分の1とする。
- ② 日々の勤務とは関係なく、一定の支給要件を満たせば定額が支給される給与（扶養手当、住居手当、教職調整額、通勤手当等）は、22分の1とする。

ウ 給付日額の算定

直近の継続した過去12か月間の標準報酬月額

(10月までの12月間 560,000円)

$$(560,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 月}) \times 1 / 12 \text{ 月} \div 22 \text{ 日} = 25,454.54$$

$$\approx 25,450 \text{ 円} \text{ (標準報酬日額)}$$

(5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切り上げる)

$$25,450 \text{ 円} \times 2 / 3 = \underline{16,967} \text{ 円} \text{ (円未満四捨五入)} \cdots \cdots \text{G}$$

エ 支給対象日数の決定

(報酬日額) (給付日額)

10/1～10/14 CとGを比較 21,393円 (C) > 16,967円 (G) …支給なし

(報酬日額) (給付日額)

10/15～10/31 FとGを比較 16,809円 (F) < 16,967円 (G) …支給対象

オ 支給決定額

(G) (F) (支給対象日数)

$$(16,967 \text{ 円} - 16,809 \text{ 円}) \times 13 \text{ 日} = \underline{2,054} \text{ 円}$$

【月途中で病気休職（8割）から病気休職（無給）となった際の計算例】

－傷病手当金が一部支給となるケース－

前提

- ・土日が週休日の組合員
- ・10月1日～10月31日 勤務を要する日 ……23日（祝日1日含む）
10月1日～10月14日 病気休暇（10割） ……10日
10月15日～10月31日 病気休職（8割） ……13日
- ・直近の継続した12か月の標準報酬月額を平均した額 535,000円
(○年8月までの10月間 530,000円, 9月からの2月間 560,000円)

【10月の標準報酬月額】 第28級 560,000円

給料月額	扶養手当	地域手当	住居手当	教職調整額	通勤手当	合計
407,700円	24,500円	13,455円	27,000円	16,308円	60,000円	548,963円

【休職中（8割）に支給される給与】

10月1日～10月14日

給料月額	扶養手当	地域手当	住居手当	教職調整額	通勤手当	合計
141,809円	8,522円	4,595円	9,391円	2,836円	0円	167,153円

【休職中（無給）に支給される給与】

10月15日～10月31日

給料月額	扶養手当	地域手当	住居手当	教職調整額	通勤手当	合計
0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

報酬日額の算定

ア 10月1日～10月14日における報酬日額の算定

日々の勤務に対して支給されるもの

$$(給料 141,809円 + 地域手当 4,595円) \times 1\text{日} / 10\text{日} = 14,640.40\text{円} \cdots \cdots A$$

日々の勤務とは関係なく支給されるもの

$$(扶養手当 19,600円 + 住居手当 21,600円 + 教職調整額 6,523円) \times 1\text{日} / 22\text{日} \\ = 2,169.22\text{円} \cdots \cdots B$$

A + B

$$14,640.40\text{円} + 2,169.22\text{円} = 16,809.62 \doteq 16,809\text{円} \cdots \cdots C$$

イ 10月15日～10月31日における報酬日額の算定……0円……D

(注) 標準報酬日額の算定については、標準報酬月額の22分の1となりますが、休業給付と調整する報酬日額については、次のような考え方になっています。

- ① 日々の勤務に対して支給されると考えられる給与（給料、給料の調整額、地域手当）は、この月の要勤務日数分の1とする。
- ② 日々の勤務とは関係なく、一定の支給要件を満たせば定額が支給される給与（扶養手当、住居手当、教職調整額、通勤手当等）は、22分の1とする。

ウ 給付日額の算定

直近の継続した過去12か月間の標準報酬月額

(8月までの10月間 530,000円、9月からの2月間 560,000円)

(530,000円×10月間+560,00円×2月間) × 1/12月 ÷ 22日 = 24,318.18

≒ 24,320円(標準報酬日額)

(5円未満の端数は切捨て、5円以上10円未満の端数は10円に切り上げる)

24,320円×2/3=16,213円(円未満四捨五入)……E

エ 支給対象日数の決定

(報酬日額) (給付日額)

10/1～10/14 CとEを比較 16,809円(C) > 16,213円(E) ……支給なし

(報酬日額) (給付日額)

10/15～10/31 DとEを比較 0円(D) < 16,213円(E) ……支給対象 → 13日

オ 支給決定額

(E) (支給対象日数)

16,213円 × 13日 = 210,769円

(23) 出産手当金

- ① 支給要件及び支給額(法第69条・第71条、施行令第24条、運用方針法第68条～第70条の3関係・第69条関係)

ア. 出産手当金

組合員が出産のため引き続き勤務に服することができないときは、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日以内の間、1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する金額を支給する。なお、標準報酬日額は、支給開始日の属する月以前の12か月間の標準報酬月額の平均額の22分の1である。(注)

ただし、出産手当金の支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合には、その受ける報酬日額と出産手当金の給付日額を比較し、報酬日額が給付日額以上である場合は、支給せず、給付日額未満である場合は、給付日額から報酬日額を控除した額を出産手当金と

して支給する。

イ. 資格喪失後の出産手当金

1年以上組合員であった者が退職時に出産手当金を受けている場合、その者が退職しなかつたとしたならば受けることができる期間、継続して支給する。ただし、当該期間内に健康保険等の被保険者の資格を取得したときは、その日以後は支給しない。

なお、令和4年10月1日の法改正により短期組合員となった者の「1年以上組合員であった者」の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き健康保険の被保険者であった期間と通算して1年以上ある場合には、資格喪失後給付の要件を満たすこととする。

② 納付事由の定義等（運用方針法第69条関係）

ア. 「出産」の意味は、出産費の場合と同様である。

イ. 「勤務に服すことができなかつた期間」とは、勤務不能であることを要さず、勤務可能であっても所定期間内の勤務につかなかつた期間であればよい。

ウ. 「出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）」とは、出産の日から過去引き続く42日（又は98日）間であつて、「出産の日後56日以内」とは、出産の日の翌日以後引き続く56日間である。

エ. 「退職時に出産手当金を受けている場合」には、退職した日において、報酬が支給されているため、出産手当金が支給されていない場合も含まれる。

この場合の支給の始期は、退職した日の翌日とし、出産の日以後56日の範囲内で支給する。

オ. 出産手当金は、正規の勤務日が国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たつても支給するが、正規の勤務日以外の日（日曜日、日曜日以外の日をもつて勤務を要しないと定められている場合にはその日）については支給しない。

カ. 出産手当金は、各月を単位として支給する。

③ 傷病手当金又は休業手当金との調整

(22)⑤, (24)③参照

④ 地方公務員災害補償法に基づく休業補償との調整（運用方針法第71条関係）

当該休業補償を受けている場合は、報酬の全部又は一部を受けているものとみなして出産手当金の全部又は一部の支給をしない。ただし、退職厚生年金、公務傷病年金その他公的年金制度による年金等を受けている場合は報酬を受けているものとみなさない。

⑤ 請求手続（施行規程第114条、運営規則第21条）

ア. 出産手当金請求書（様式集39頁）に出勤簿の写を添えて出産の日以後各月ごとに所属所長を経由して支部長に提出する。（2か月目以後請求する場合の出産証明は、証明書の写でもよいこと。）

イ. 資格喪失後の出産手当金の請求については、出産手当金請求書に健康保険等の被保険者でないことのわかるものを添えて、出産の日以後各月ごとに支部長に提出する。

(24) 休業手当金

- ① 支給要件及び支給期間（法第70条・第71条、施行令第24条、運用方針法第68条～第70条の3関係、運営規則第24条）

組合員が次のいずれかに掲げる事由により欠勤した場合は、給付事由に該当する欠勤期間、1日につき標準報酬日額の100分の50に相当する金額を支給する。

ただし、休業手当金の支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合には、その受ける報酬日額と休業手当金の給付日額を比較し、報酬日額が給付日額以上である場合は、支給せず、報酬日額が給付日額未満である場合は、給付日額から報酬日額を控除した額を休業手当金として支給する。

なお、介護休暇は無給であるが、休暇であることから法第70条の「欠勤」に当たらず、休業手当金の支給要件に該当しない。

根拠規定 (法第70条)	給付事由の区分	支給期間
1号	○被扶養者の病気又は負傷	当該事由により欠勤した全期間
2号	○配偶者の出産	出産の日を含む14日を限度
3号	○組合員の公務によらない不慮の災害	災害発生の日から起算して5日を限度
	○被扶養者の不慮の災害	
4号	○組合員の婚姻	結婚式の日を含む7日を限度
	○被扶養者等の婚姻	
4号	○配偶者の死亡	死亡の日から起算して7日を限度
	○被扶養者等の葬祭	
5号	○被扶養者でない配偶者又は一親等の親族 (子の配偶者を除く。) の病気又は負傷	14日以内の欠勤した期間
5号	○組合員が出席する通信教育の面接授業	通信教育面接授業に要する期間

- ② 給付事由の定義等（運用方針法第68条～第70条の3関係）

ア. 「病気又は負傷」とは、被扶養者等の傷病について、家族療養の給付、家族療養費が支給されているか否かは問わず、自費診療であっても、そのために組合員が欠勤しているものであれば支給の対象となる。

イ. 「不慮の災害」とは、水震火災、盗難の不慮の災害が対象となる。

ウ. 婚姻の場合の給付は、結婚式、新婚旅行等のために欠勤した場合に支給する。

エ. 「被扶養者等」とは被扶養者並びに主として組合員の収入により生計を維持されている実態はあるが、組合員と同一世帯に属していないことにより被扶養者とされない二親等の血族（兄姉）、一親等の姻族（義父母、継子等）をいう。

オ. 「配偶者」は、被扶養者であるか否かを問わず、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

カ. 休業手当金は、正規の勤務日が国民の祝日に關する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たっても支給するが、正規の勤務日以外の日(日曜日、日曜日以外の日をもって勤務を要しないと定められている場合にはその日)については支給しない。

キ. 休業手当金は、各月を単位として支給する。

③ 傷病手当金又は出産手当金との調整（法第70条）

休業手当金は、傷病手当金又は出産手当金が支給される期間は支給しない。

④ 地方公務員災害補償法に基づく休業補償との調整（運用方針法第71条関係）

当該休業補償を受けている場合は、報酬の全部又は一部を受けているものとみなして休業手当金の全部又は一部の支給をしない。ただし、退職厚生年金、公務傷病年金その他公的年金制度による年金等を受けている場合は報酬を受けているものとみなさない。

④ 請求手続（施行規程第115条、運営規則第21条）

休業手当金請求書（様式集41頁）に欠勤届の写、出勤簿の写を添えて、各月ごとに所属所長を経由して支部長に提出する。

（25）育児休業手当金

① 支給要件及び支給額（法第70条の2、施行規則第2条の5の5、運用方針法第68条～第70条の3関係）

組合員が、育児休業により勤務に服さなかった期間で当該育児休業に係る子が1歳（その子が1歳に達した日後の期間について育児休業をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合※に該当するときは、最長2歳）に達する日まで、1日につき標準報酬日額の100分の40（支給率）に相当する金額を支給する。ただし、当分の間、暫定措置として、支給額は標準報酬日額の100分の50（平成26年4月1日以降に育児休業を開始した者については休業開始から6月（180日間）に限り100分の67）に相当する額を支給する。

なお、給付金額が給付上限相当額（雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額に30を乗じて得た金額の100分の40（暫定措置により、当分の間は100分の50、休業開始から6月（180日間）の期間は100分の67）に相当する額を22で除して得た金額）を超える場合の育児休業手当金の額は、給付上限額に相当する金額である。

当該組合員の配偶者が、その子の1歳に達する日までに育児休業をした場合においては、1歳2か月に達する日までを対象とする（パパ・ママ育休プラス）。支給期間の上限は、1年（前段総務省令に定める場合に該当するときは2年）とする。ただし、母親の場合は産後休業期間を含め1年とする。

※〈総務省令で定める場合〉

- 1 育児休業に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、

当該子が1歳に達する日後（注）の期間について、当面その実施が行われない場合

（注）パパ・ママ育休プラス制度により、育児休業手当金の支給が1歳以降に延長されている場合は、その延長された期間の末日後となる。

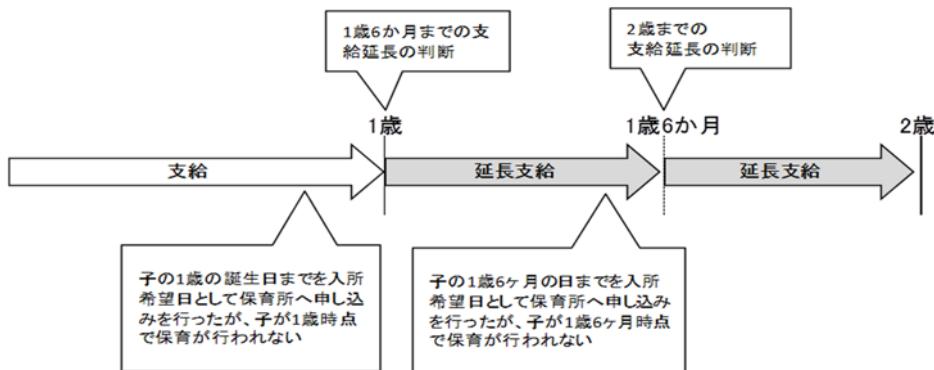
（1）条件

子が1歳（1歳6か月）に達する日までに、少なくとも1歳（1歳6か月）に達する日の翌日を保育所入所希望日として、市町村に保育の申込みを行い、子が1歳（1歳6か月）に達する日の翌日において保育が行われない場合であること。

なお、保育所とは児童福祉法第39条に規定する保育所をいい、いわゆる無認可保育所は含まれない。

（2）取扱い

市町村が発行した、子が1歳（1歳6か月）に達する日の翌日において、保育所で保育が行われない事実を証明する書類（保育所入所不承諾通知書等）に基づき支給期間を延長する。



2 常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって当該子が1歳（1歳6か月）に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合

（1）死亡したとき

（2）負傷、傷病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき

（3）婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき

（4）6週間（多胎にあっては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき

② 給付事由の定義等（法第70条の2、運用方針法第68条～第70条の3関係）

ア. 育児休業手当金は、正規の勤務日が国民の祝日にに関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たっても支給されるが、正規の勤務日以外の日（以下「週休日」という。）については支給されない。ただし、週休日が日曜日及び土曜日以外の日と定められている職員に対しては、日曜日及び土曜日を週休日とみなして支給する。

イ. 育児休業手当金は、当該育児休業の全期間分について一括して請求できるものとし、前月

の休業実績等を確認のうえ毎月支給する。

ウ. 育児休業手当金は、同一の育児休業について雇用保険法の規定による育児休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。

③ 請求手続（施行規程第115条の2、運営規則第21条）

ア. 育児休業手当金請求書（兼用 育児休業掛金等免除申出書）（様式集42頁）を、所属所長を経由して支部長に提出する。（①の後段による場合は、組合員の配偶者が、当該子の1歳に達する日以前に育児休業をしていることを証明する書類を添付する。）

イ. 所属所長は、毎月、前月の育児休業手当金の請求期間に係る組合員の休業実績等について、育児休業手当金休業実績等証明書（様式集44頁）を支部長に提出する。

ウ. 育児休業の期間に変更があったとき（育児休業手当金の支給期間外の場合を除く）は、育児休業手当金請求書（兼用 育児休業掛金等免除申出書）変更（様式集43頁）を所属所長を経由して支部長に提出する。

④ 育児休業手当金の支給期間延長に係る手続（施行規程第115条の2）

総務省令で定める場合に該当するときの、育児休業手当金の支給期間延長に係る請求については、育児休業手当金請求書（兼用 育児休業掛金等免除申出書）変更（様式集43頁）に、それぞれ事実を証明できる次の書類を添付し、所属所長を経由して支部長に提出する。

なお、延長要件に該当したことによる申請については、原則として毎月必要となるが、市町村より交付されている「保育所入所不承諾通知書等」に有効期限が明示されている場合、医師の診断書等で治癒までの期間が了知できる（全治〇月の記載がある）場合及び当該子が1歳6か月（2歳）に達するまで治癒が見込めない場合は、有効期限又はその期間ごとに延長申請を行う。

ア. ①の〈総務省令で定める場合〉の1に該当する場合

- ・市町村が発行した当面保育所等において保育が行われない事実を証明する書類（保育所入所不承諾通知書等）

イ. ①の〈総務省令で定める場合〉の2に該当する場合

(ア) 死亡したとき

- ・住民票の写し及び母子健康手帳の写し

(イ) 負傷、傷病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき

- ・医師の診断書等及び母子健康手帳の写し

(ウ) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき

- ・住民票の写し及び母子健康手帳の写し

(エ) 6週間（多胎にあっては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき

- ・母子健康手帳の写し

(26) 介護休業手当金

① 支給要件及び支給額（法第70条の3，運用方針法第68条～第70条の3関係）

組合員が介護休業したときは、介護休業により勤務に服さなかった期間1日につき標準報酬日額の100分の40に相当する金額（雇用保険法第17条第4項第2号ロに定める額×30×0.4÷22を上限とする）を支給する。支給期間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休業の日数を通算して66日を超えない範囲とする。

ただし、介護休業手当金の支給期間に係る報酬の全部又は一部が支給される場合、介護休業手当金の支給対象日ごとに、介護休業手当金の額と当該支給対象日に相当する分の報酬の額を比較し、介護休業手当金の額が高い場合には介護休業手当金の額と当該報酬の額との差額を支給し、当該報酬の額が高い場合には介護休業手当金は支給しないものとする。

② 給付事由の定義等（法第70条の3，運用方針第68条～第70条の3関係）

ア. 介護休業手当金は、正規の勤務日が国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たっても支給されるが、正規の勤務日以外の日（以下「週休日」という。）については支給されない。ただし、週休日が日曜日及び土曜日以外の日と定められている職員に対しては、日曜日及び土曜日を週休日とみなして支給する。

また、時間単位での介護休暇の取得は、給付の対象にならない。

イ. 介護休業手当金は、各月を単位として請求により支給する。

ウ. 介護休業手当金は、同一の育児休業について雇用保険法の規定による介護休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。

③ 支給率の暫定的引き上げ

ア. 平成28年8月1日以降に介護休業を開始した組合員に係る介護休業手当金の支給率については、当分の間100分の67とする。

イ. 暫定措置により、法第70条の3第3項に規定する給付上限額は次のとおりとなる。

給付上限相当額=雇用保険法第17条第4項第2号ロに定める額×30×0.67÷22

④ 請求手続（施行規程第115条の3～4，運営規則第21条）

介護休業手当金請求書（様式集40頁）に控除額の計算書を添付し、各月ごとに所属所長を経由して支部長に提出する。

⑤ その他

ア. 「請求（給付）日数」について

祝日法に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）は、支給対象日であるが、報酬（給料）が減額されないため、その日は介護休業手当金の実質支給額がなくなることから計算上、請求（給付）日数に含めないこと。

イ. 「報酬（給料）支払金額についての証明」について（請求書裏面）

介護休暇を取得すると報酬のうち及び給料の調整額については減額されるが日々の勤務に対して関係なく支給される手当（教職調整額等）については、減額されないため、次の計

算例により報酬(給料)支払証明金額を算出する。

【介護休業手当金・介護助成金計算例】

前提

介護休暇を平成〇〇年7月1日から31日まで取得し、平成〇〇年7月分を請求した場合

- ・勤務を要する日…23日（31日－8日（土・日）を除いた日数）
- ・介護休暇取得日数（=支給日数）…22日（31日－9日（土・日・祝）を除いた日数）

給料月額	地域手当	扶養手当	住居手当	教職調整額	教員特別手当	合計
417,200円	0円	11,000円	0円	16,688円	7,000円	451,888円
共済短期掛金	厚生年金	退職等年金	共済介護掛金	共済掛金合計	互助掛金	標準報酬月額
20,919円	43,005円	3,525円	2,777円	70,226円	2,669円	470,000円

介護休業手当金（共済組合）

①介護休業手当金支給額

給付日額（標準報酬日額×67/100）×介護休暇取得日数

標準報酬日額＝標準報酬月額÷22〔定数〕

470,000円÷22=21,363.63…円（10円未満四捨五入）⇒ 21,360円

21,360円×67/100=14,311.2円（円未満四捨五入）⇒ 14,311円 ←←←←←※確認ポイント

（給付日額）14,311円<（給付日額上限額）15,266円^(*)のため、給付日額は、14,311円

（※）給付日額上限額…令和4年8月1日以降15,266円。

（給付日額）14,311円×（介護休暇取得日数）22日=314,842円……①

②控除額（出勤しなかった期間に支払われた報酬額の計算）（ホームページ参照）

$$E \quad A \text{ (給料月額 } 417,200 \text{ 円} + \text{ 地域手当 } 0 \text{ 円) } \times 1 \text{ 日} / \text{ 要勤務日数 } 23 \text{ 日}$$

$$- C \quad B \text{ (給料月額 } 417,200 \text{ 円} + \text{ 地域手当 } 0 \text{ 円) } \times 12 \text{ 月}$$

$$7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週} - (7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \times 18 \text{ 日}) \text{ (錢未満切上)}$$

$$\times 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \text{ (1日当たりの勤務時間)}$$

$$+ D \text{ (扶養手当 } 11,000 \text{ 円} + \text{ 教職調整額 } 16,688 + \text{ 教員特別手当 } 7,000 \text{ 円)}$$

$$\times 1/22 \text{ (円未満切て)}$$

$$\times \text{ 介護休暇取得日数 } 22 \text{ 日} = 34,672 \text{ 円}$$

$$A \quad (417,200 + 0) \times 1/23 = 18,139.130 \dots \text{円 (錢未満切上)} \Rightarrow 18,139.13 \text{ 円}$$

$$B \{ (417,200+0) \times 12 \} \div \{ (7.75 \times 5 \times 52) - (7.75 \times 18) \} = 5,006,400 \div (2,015 - 139.5) \\ = 2,669.368\cdots \text{円} (\text{錢未満切上}) \Rightarrow 2,669.37 \text{円}$$

$$C B \times 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} = 2,669.37 \times 7.75 = 20,687.617\cdots \text{円} (\text{錢未満切上}) \Rightarrow 20,687.62 \text{円}$$

$$D (11,000 + 16,688 + 7,000) \times 1/22 = 1,576.7\cdots \text{円} (\text{円未満切捨て}) \Rightarrow 1,576 \text{円}$$

$$E A - C + D = 0 \quad (A - C \text{ がマイナスとなるため}) + 1,576 = 1,576.00 \text{ (円未満切捨て)} \Rightarrow 1,576 \text{円} \\ 1,576 \text{円} \times 22 \text{ 日} = \underline{\underline{34,672 \text{円}} \text{ (控除額)}}$$

$$\textcircled{1} \quad 314,842 \text{円} - \text{※控除額 } 34,672 \text{円} = \underline{\underline{280,170 \text{円}}} \cdots \text{共}$$

介護助成金(互助組合)

①介護助成金支給額（※91頁参照）

給付日額（給料日額 × 83.75/100）× 介護休暇取得日数

給料日額 = 給料月額(給料 + 教職調整額 + 給料の調整額) ÷ 22 [定数]

$$433,888 \text{円} \div 22 = 19,722.18\cdots \text{円} \quad (10 \text{円未満四捨五入}) \Rightarrow 19,720 \text{円}$$

$$19,720 \text{円} \times 83.75/100 = 16,515.5 \text{円} \quad (\text{円未満切り捨て}) \Rightarrow \underline{\underline{16,515 \text{円}}} \leftarrow \text{※確認ポイント}$$

(給付日額) 16,515 円 > 給付日額上限額 15,102 円^(*)のため、給付日額は、15,102 円

(*)給付日額上限額…令和3年8月1日以降 15,102 円。

$$(給付日額) 15,102 \text{円} \times 22 \text{日} = \underline{\underline{332,244 \text{円}}} \cdots \text{①}$$

②控除額（出勤しなかった期間に支払われた報酬額の計算）は、次のとおりです。

【計算式】教職調整額 ÷ 22 [定数] (円未満切り捨て) × 介護休暇取得日数

$$16,688 \text{円} \div 22 = 758.5\cdots \text{円} \Rightarrow \underline{\underline{758 \text{円}}}$$

$$758 \text{円} \times 22 \text{日} = \underline{\underline{16,676 \text{円}} \text{ (控除額)}}$$

$$\textcircled{1} 332,244 \text{円} - \text{※控除額 } 16,676 \text{円} = \underline{\underline{315,568 \text{円}}} \cdots \text{②}$$

③掛け金相当額

共済掛け金合計 70,226 円 ÷ 22 日 [定数] = 3,192.09\cdots \text{円} (円未満切り捨て)

⇒ 1日当たりの掛け金 3,192 円

互助組合掛け金 2,669 円 ÷ 22 日 [定数] = 121.3\cdots (円未満切り捨て) ⇒ 1日当たりの掛け金 121 円

$$(3,192 \text{円} + 121 \text{円}) \times \text{介護休暇取得日数 } 22 \text{日} = \underline{\underline{72,886 \text{円}}} \cdots \text{③}$$

$$\textcircled{2} 315,568 \text{円} + \textcircled{3} 72,886 \text{円} - \text{共介護休業手当金 } 280,170 \text{円} = \underline{\underline{108,284 \text{円}}} \cdots \text{互}$$

支給総額

$$\text{共 } 280,170 \text{円} + \text{互 } 108,284 \text{円} = \underline{\underline{388,454 \text{円}}}$$

(27)弔慰金及び家族弔慰金

① 支給要件及び支給額（法第72条）

ア. 弔慰金

組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したときは、標準報酬月額に相当する金額を組合員の遺族に支給する。

イ. 家族弔慰金

被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したときは、標準報酬月額に0.7か月分を乗じて得た金額を組合員に支給する。

② 給付事由の定義等（運用方針法第72条関係）

ア. 「水震火災その他の非常災害」とは、洪水、津波、台風、豪雨、地震、地割、がけ崩れ、雪崩、たつまき、落雷、火災等の主として自然現象をいうが、交通事故その他の予測し難い事故を含む。

イ. 死亡が予測し難い事故によるものであるかどうかについては次によるものとする。

（ア）その事故による死亡の要素が客観的にみて、社会通念上予想し難い不慮の事故であること。

（イ）その事故の直後に、医療効果が得られないような状態で死亡したものであること。

（ウ）その事故による死亡が、原則として、他動的原因に基づくものであること。

なお、死亡が予測し難い事故によるものである場合には、手術のため麻酔をかけたところ急死した場合、抗生物質等を服用したショックにより死亡した場合又はふぐ料理を摂取させる旨の表示がなされているふぐ料理店でふぐ料理を摂取し、中毒死した場合、被扶養者である乳幼児が池に設けられたフェンスにすき間があり、親が目を離したすきにそこから転落して水死した場合等が該当する。

ウ. 「死亡」とは、公務に起因するか否かは問わない。

エ. 同一の非常災害により組合員及び被扶養者が死亡した場合の家族弔慰金は、組合員の親族に支給する。

③ 請求手続（施行規程第116条、運営規則第21条）

弔慰金請求書又は家族弔慰金請求書（様式集45頁）により弔慰金を請求する場合は遺族の順位を証明する書類（戸籍謄本）を添えて、所属所長を経由して支部長に提出する。

(28) 災害見舞金

① 支給要件及び支給額（法第73条、運用方針法第73条関係）

組合員が水震火災その他の非常災害により住居又は家財に3分の1以上の損害を受けたときは、損害の程度に応じ、次に掲げる金額を支給する。

損 害 程 度 の 区 分	支 給 額
○ 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき (これと同程度の損害を受けたときを含む。)	標準報酬月額の3か月分
○ 住居及び家財の2分の1以上が焼失又は滅失したとき (これと同程度の損害を受けたときを含む。)	標準報酬月額の2か月分
○ 住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき (これと同程度の損害を受けたときを含む。)	標準報酬月額の1か月分
○ 住居及び家財の3分の1以上が焼失又は滅失したとき (これと同程度の損害を受けたときを含む。)	標準報酬月額の1か月分
○ 住居又は家財の2分の1以上が焼失又は滅失したとき (これと同程度の損害を受けたときを含む。)	標準報酬月額の0.5か月分
○ 住居又は家財の3分の1以上が焼失又は滅失したとき (これと同程度の損害を受けたときを含む。)	標準報酬月額の0.5か月分

なお、浸水により平屋建て家屋（1階の相当部分が住居である2階建て家屋を含む。以下同じ。）が損害を受け、その損害の程度の認定が困難である場合に限り、当分の間住居及び家財の損害を区分することなく、次の外形的標準により取扱う。

浸 水 程 度 の 区 分	支 給 額
○床上120cm以上浸水したとき	標準報酬月額の1か月分
○床上30cm以上浸水したとき	標準報酬月額の0.5か月分

② 給付事由の定義等（運用方針法第73条関係）

ア. 「水震火災その他の非常災害」とは、洪水、津波、台風、豪雨、地震、地割、がけ崩れ、雪崩、たつまき、落雷、火災等の主として自然現象をいうが、交通事故その他の予測し難い事故を含む。ただし、盗難は含まれない。

イ. 「住居」とは、現に組合員が生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅、公務員宿舎、公営住宅、借家、借間の別を問わない。

ただし、別棟の離れ屋、物置、門、塀等は住居には該当しない。

ウ. 「家財」とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいうが、山林、田畠、宅地、貸家等の不動産及び現金、預貯金、有価証券等を含まない。

なお、家財の場合は住居と異なり、組合員及び被扶養者の所有の物に限られる。

また、自動車は日常使用するものであれば住居以外の社会生活上必要な一切の財産に含まれる。

エ. 組合員と別居している被扶養者の住居又は家財も組合員の住居又は家財の一部として取扱う。

オ. 損害の程度は、原則として住居又は家財を換価して判定する。

カ. 豪雨によるがけ崩れ等のために立退命令を受け住居の移転を要する場合には、災害による損害とみなして、住居移転に必要な経費を加算して算定する。

キ. 災害見舞金の額の算定において、住居・家財のそれぞれにつき別個に法別表を適用して算定した月数を合算する取扱いとされている。(標準報酬月額に3ヶ月分を乗じて得た額を限度とする。)

ク. 同一世帯に組合員が2人以上いる場合には、各組合員につきそれぞれ支給する。

ケ. 組合員が家主である貸家に損害を受け、組合員がその修復の費用を支出したとしても、貸家は住居にも家財にも当該しないので、災害見舞金は支給されない。

③ 請求手続（施行規程第117条、運営規則第21条）

災害が発生した場合は、まず速やかに共済組合へ連絡すること。

災害見舞金請求書（共済）（様式集46頁）に、り災状況報告書（様式集47頁）、家財損害状況内訳書（様式集48頁）、住居平面図、写真、新聞記事、り災現場附近見取図等を添えて、所属所長を経由して支部長に提出する。

(29) 第三者による加害行為（交通事故等）と共済組合の給付

組合員又は被扶養者が第三者の行為（交通事故等）によって生じた傷病で療養を受けた場合の治療費は、当然加害者が損害賠償として負担すべきものである。

組合員証を使用した場合は、共済組合は給付を行った額の範囲内において、被害者である組合員又は被扶養者に代わって加害者たる第三者に対し損害賠償請求権を代位取得することになる。すなわち、共済組合が被害者（組合員）に代わって加害者又は保険会社（加害者の車の自動車損害賠償責任保険・任意保険）に立替えた治療費を限度として損害賠償の請求をすることになる。

① 治療費の負担

ア. 第三者の行為によって生じた傷病の治療費は、民法及び自動車損害賠償法により、当然加害者が負担すべきものである。

通常、加害者が自分の車の自賠責保険（傷害による損害120万円限度）及び任意保険で負担し、当該保険で負担できない場合は加害者自身が負担することになる。

イ. 自損事故（自分の運転ミスでガードレールや電柱に衝突した事故等）による傷病の治療については、組合員証を使用して共済組合の給付を受けることができる。

ウ. 組合員の公務遂行中及び通勤途上における第三者の行為によって生じた傷病については、公務災害又は通勤災害に認定され、地方公務員災害補償法に基づく療養補償等の補償を受けることができる、組合員証は使用できない。

しかし、公務災害等に認定されるかどうかはつきりしない場合等やむを得ない事情がある場合には、一時的に組合員証を使用（組合が治療費の一時立替払）することができるの、事前に給付班に相談すること。

② 損害賠償請求権の代位取得（法第50条、運用方針法第50条関係）

被害者である組合員又は被扶養者が第三者の行為によって生じた傷病で組合員証を使用して共済組合から給付を受けた場合は、共済組合が当該給付の価額の限度で、被害者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を代位取得し、加害者に対して求償権を行使することになる。

ア. 代位取得の要件

（ア）第三者の行為によって給付事由が生じたこと。

「第三者」とは、具体的には共済組合及び被害にあった組合員又はその被扶養者以外の者をいう。

（イ）共済組合が給付を行ったこと。

共済組合に給付義務がない事故（公務災害等）に対して実際に給付を行ったとしても、当然には代位取得できないので、その場合には、他の給付義務者（地方公務員災害補償基金岡山県支部等）に対しても不当利得の返還請求を行うことになる。

（ウ）被害者が損害賠償請求権を有していること。

同一事故に関して被害者側にも過失があった場合又は給付前に債務の履行免除、放棄、時効（被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知ったときから3年）の完成等により組合員の損害賠償請求権が消滅している場合は、その範囲のものについては代位取得できないことになる。

イ. 代位取得の範囲

- (ア) 組合が行った給付の価額の限度において代位取得する。
- (イ) 被害者が示談により損害賠償請求権の全部又は一部を放棄した場合及び組合の給付を受ける前に加害者から損害賠償を受けた場合は、組合はその限度で、代位取得（給付）しない。
- (ウ) 損害のてん補を目的としない場合の弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金及び組合の給付と関係のない慰謝料、物的損害、逸失利益等は、代位取得の対象とならない。

ウ. 代位取得の予告通知

組合が損害賠償請求権を代位取得することは、法律に規定されているので、第三者に通知又は承諾を得る必要はないが、実際には組合が代位取得したことを加害者が知り得ないので、組合が加害者に対して代位取得の予告通知をする。

③ 交通事故等にあった場合の手続（施行規程第103条）

ア. 組合員又は被扶養者が第三者の行為による事故（交通事故等）にあったときは、直ちに組合員又はその代行者が所属所と組合に電話等で事故の内容を連絡し、事故報告書（様式集60頁）を所属所長を経由して支部長に提出する。

イ. 当該事故（①のイ及びウの事故を除く。）による傷病で組合員証を使用して療養を受けようとする場合は、組合員証の使用について組合の指示を受け、すみやかに次の書類を所属所長を経由して支部長に提出する。

- (ア) 損害賠償申告書（様式集61頁）
- (イ) 事故発生状況報告書（様式集62頁）
- (ウ) 自動車損害賠償責任保険内容明細書（様式集63頁）
- (エ) 損害賠償請求の交渉状況及び治療状況報告書（様式集64頁）
- (オ) 誓約書（様式集65頁）
- (カ) 同意書（様式集66頁）
- (キ) 交通事故証明書（自動車安全運転センター発行のもの）又はその写
- (ク) 診断書（写し）

④ 交通事故等にあった場合の留意事項

ア. 相手の確認

- (ア) 加害者（運転者）の住所・氏名
- (イ) 自家用車、営業用車（会社名）の別
- (ウ) 車の登録番号・所有者、車検証

(エ) 車の自賠責保険及び任意保険の保険会社名・保険証明書番号

(オ) 目撃者の住所・氏名

イ. 警察への届出

道路交通法により加害者は警察への届出を義務づけられているので、事故の大小にかかわらず警察へ届け出て、係官に現場をよく調査してもらうこと。

届出がないと交通事故証明書が発行されず、後で困ることになる。

ウ. 医師の診察を受けること。

エ. 共済組合（給付班）への連絡

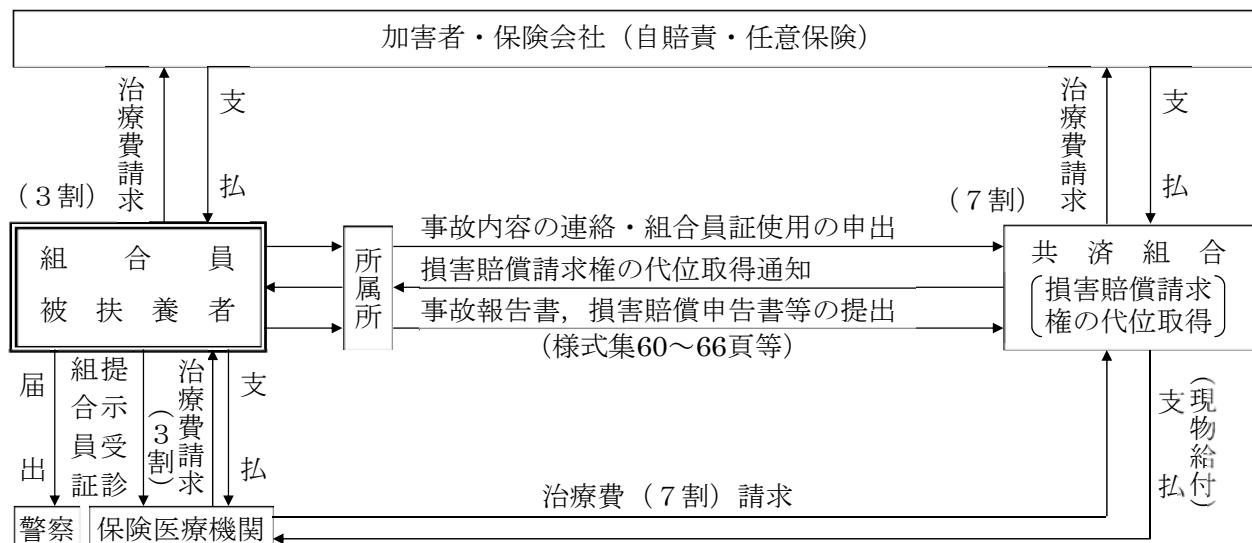
事故後直ちに所属所と組合に電話等で事故の内容を連絡すること。

オ. 示談は慎重に

示談は、当事者間の話し合いで行なわれ、いったん成立すれば当事者を拘束する効力があるので、慎重に行うこと。

なお、共済組合が代位取得した治療費の請求権を放棄するような示談をすると、組合員自身がその治療費を負担することになるので、事前に給付班に連絡して示談を結ぶこと。

第三者の加害行為による傷病で組合員証を使用する場合の事務処理概要



※割合は6歳以上70歳未満の場合

(30) 各医療保険制度による医療給付の概要

区分			法定給付					附加給付 一部負担金払戻金 家族療養費附加金	
			療養の給付		家族療養の給付				
			70歳未満	70歳以上75歳未満	6歳未満※1	70歳未満	70歳以上75歳未満		
被用者保険 (職域保険)	共済組合	地方公務員等共済組合 (含公立学校共済組合)	7割	8割 一定以上所得者 7割	8割 一定以上所得者 7割	8割 一定以上所得者 7割	44頁参照	制度あり 給付額は各保険で異なる 公立共済の場合 自己負担額—1件につき 25,000円（上位所得者※ は50,000円） (100円未満切捨) ※標準報酬月額530,000 円以上の者	
		国家公務員共済組合							
		日本私立学校振興 ・共済事業団							
	健康保険	組合管掌健康保険						制度なし	
		全国健康保険協会 管掌健康保険							
	船員保険	船員保険							
地域保険	国民健康保険								
参考	公立共済任意継続組合員		7割	8割 (7割)	8割	7割	8割 (7割)	制度あり	

※1 6歳に達する日以後の最初の3月31日まで

(注) ① 75歳以上の方は、各医療保険の被保険者（組合員）又はその被扶養者ではなくなり、後期高齢者医療制度に加入し、その制度から医療給付を受けることになる。

この場合、それまでの保険証（組合員証）は使用できず、後期高齢者医療制度の保険証を保険医療機関に提示して受診する必要がある。

なお、一定の障害のある65歳以上の方は後期高齢者医療制度の適用を受ける。

② 被用者保険には、任意継続被保険者（組合員）制度及び被扶養者認定の制度があり、その内容は各保険ともおおむね同じである。

③ 制度を補完するものとして、公立学校共済組合岡山支部の組合員（互助組合の会員）の場合には、互助組合の医療給付の制度がある。

(31) 退職後の医療保険制度加入の選択

公立学校共済組合岡山支部の組合員（互助組合の会員）が退職すると、その翌日から自動的に組合員（会員）の資格を喪失し、共済組合及び互助組合の医療給付等を受けることができなくなる。

したがって、退職後の医療給付等を受けるためには、新たに次のいずれかの保険に加入する必要がある。

① 再就職しない場合又は再就職先に医療保険制度がない場合

- ア. 公立学校共済組合の任意継続組合員となる。
- イ. 国民健康保険の被保険者となる。
- ウ. 家族の健康保険、船員保険又は各種共済組合等の被扶養者となる。

② 再就職する場合

- ア. 就職先の健康保険又は船員保険等の被保険者となる。
- イ. 就職先の共済組合等の組合員となる。

上記①の場合、いずれの保険に加入するかは、一人ひとりの諸条件により異なるため、掛金、給付内容など十分理解し、自分にとって有利な保険への加入を選択することになる。

なお、これらの制度を補完するものとして、互助組合退職互助特別会員の場合は、本人のみ退職後60歳になった翌年度の4月診療分から行う（自己負担額から2,500円を控除した額の6割を請求により給付）等の制度がある。